

第3期 鎌ヶ谷市教育振興基本計画

(令和3年度～令和7年度)



鎌ヶ谷市教育委員会

令和3年6月

目次

1	計画策定の趣旨	1
2	計画期間	1
3	計画の位置づけ	2
4	計画の全体構想	3
5	計画の基本的な方向および施策	4
	基本的な方向 I 子どもの姿	
	目標 変化する社会の中で、志を高く持って、学びに向かう力を育み、たくましく自立して生きていくことができる子どもを育てます	7
	施策 I-1 知識・技能を習得させ、思考力や表現力を育てます	8
	(1) 学び合い、高め合う授業の推進	9
	(2) 少人数指導、個に応じた教育の推進	11
	(3) 広く世界に羽ばたく、国際理解教育の推進	12
	施策 I-2 自他を思いやる豊かな心を育てます	14
	(1) 豊かな心を育む道徳教育の推進	16
	(2) 深い学びにつなげる読書環境・活動の充実	17
	(3) 資質・能力を育む体験活動の充実	20
	施策 I-3 健やかな体を育てます	22
	(1) 実生活に結びついた食育の推進	24
	(2) 強靱な体力、健全な精神を育む体育指導の充実	28
	(3) 発達段階に応じた健康教育の推進	32
	基本的な方向 II 学校・家庭・地域の姿	
	目標 学校・家庭・地域が一体となり、互いに連携し、教育の向上に取り組みます	34
	施策 II-1 家庭教育力の向上を図ります	35
	(1) 子どもの生活習慣の確立	36
	(2) 自発的な家庭学習の充実	38

(3) 親の学びの支援と推進	40
施策Ⅱ-2 学校・家庭・地域の連携強化を図ります	42
(1) 学校評議員会や教育ミニ集会の充実	44
(2) 学校支援ボランティア活動の活性化	45
(3) 子どもたちの成長を支える地域行事の充実	46
施策Ⅱ-3 学校教育の充実を図ります	47
(1) 学校評価の推進と学校運営の改善	48
(2) 教職員の資質・指導力の向上	49
(3) 学校に関する情報の発信と受信	50
基本的な方向Ⅲ 鎌ヶ谷市の教育の姿	52
目標 質の高い教育環境の整備を図り、地域の期待 に応える教育を推進します	
施策Ⅲ-1 安全かつ快適な学習環境を整備します	53
(1) 施設の安全・安心、防犯体制の整備の推進	54
(2) 潜在危険の予知・危機回避能力の育成	55
(3) いじめ、暴力行為への対応	56
施策Ⅲ-2 個々のニーズに応じた支援を行います	58
(1) 共生社会に向けた特別支援教育の推進	59
(2) 不登校の子どもたちへの支援の拡充	63
(3) 就学相談及び教育支援体制の充実	64
施策Ⅲ-3 地域の期待に応える教育を進めます	65
(1) 情報活用能力を高める教育環境の充実	66
(2) 自己実現に向けたキャリア教育の推進	69
(3) 帰国子女・外国籍の子どもたちへの支援の充実	71

1 計画策定の趣旨

国、県が相次いで第3期の「教育振興基本計画」を策定しました。さらに本市でも新たな「総合基本計画」を策定しました。いずれも近年の激しい社会情勢の変化に対応し、よりよい未来を構築する工夫がなされています。

しかしこの社会の変化については、年々我々の予想を超える勢いで加速され、この10年だけ見ても10年前には想像し得なかった社会となっています。その例としてスマートフォンの普及をあげることができます。このスマートフォンやタブレットにより情報収集や思考をまとめるだけではなく、娯楽、教育、ビジネスのスタイルまで変化を遂げました。さらなる10年後、20年後はどのような世界となっていることでしょうか。子どもたちが未来に向けて、このような社会を生き抜くために必要なことは何でしょうか。かつてチャールズ・ダーウィンが「生き残る種とは、最も強いものではない。最も知的なものでもない。それは変化に最もよく適応したものである。」と述べています。新たな学習指導要領には、基礎的・基本的な知識の理解とともにすべての学習評価に「資質・能力」の視点を求めています。社会で生きるための知識とは、常に社会の変化に左右され、重要視される時期もあるが、古いものになりその時代に役に立たなくなるものであることを示唆しています。これからは社会がいかに変化しようともその時代に応じた知識や技術を習得できる子どもたちの「資質・能力」すなわち現代の生きる力の育成を最も重視していくこととなります。

これを受け、本第3期計画では予測困難な世の中を自分で課題を見つけ、自分で課題解決できるような資質・能力を学校・家庭・地域で連携・協力しながら、子どもたちが身につけられるように策定しました。

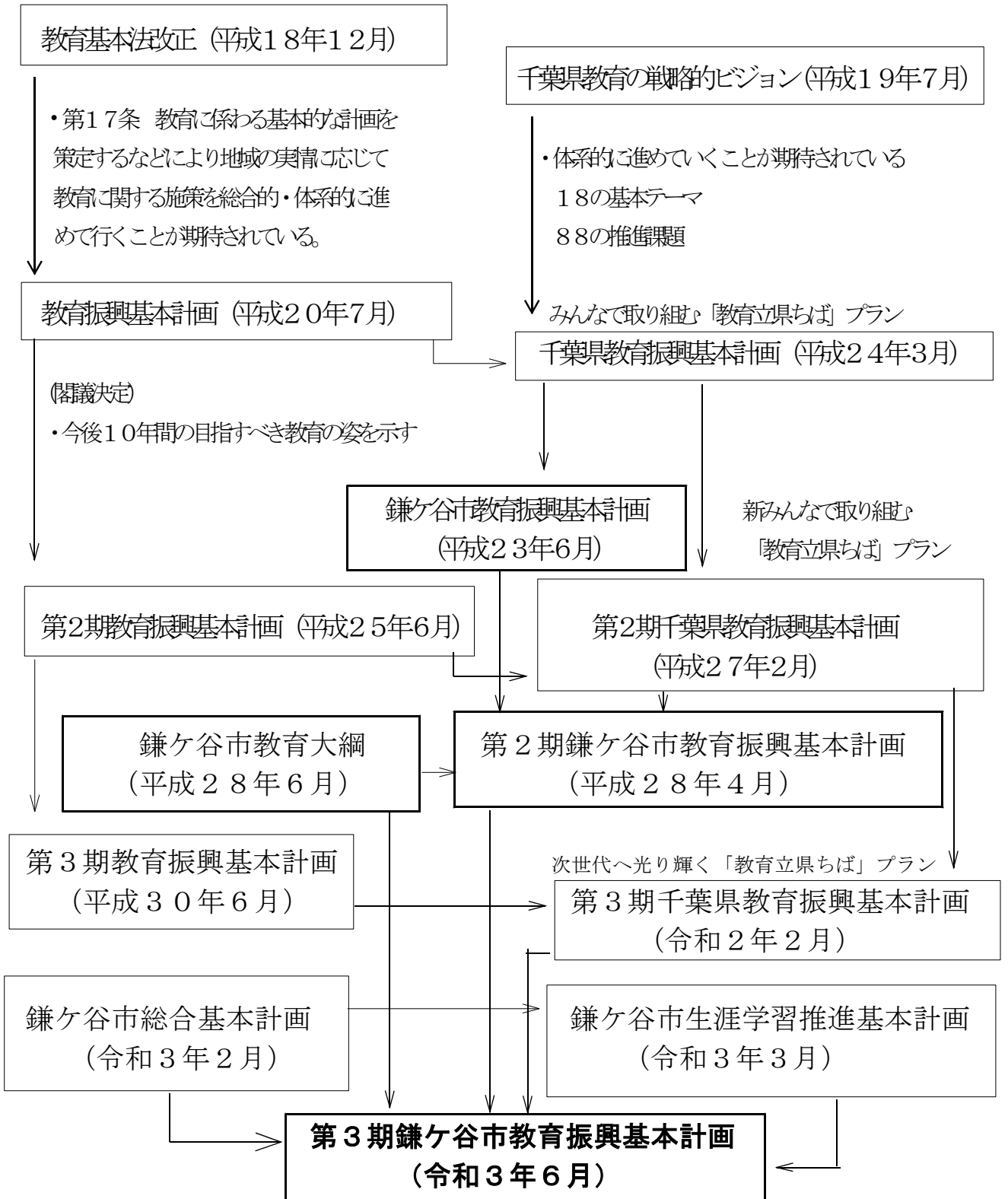
今後、社会がさらにどのように変化をしていくのかよく見据えながら、本市の子どもたちの生きる力の育成を目指していきたいと考えています。

2 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間としています。

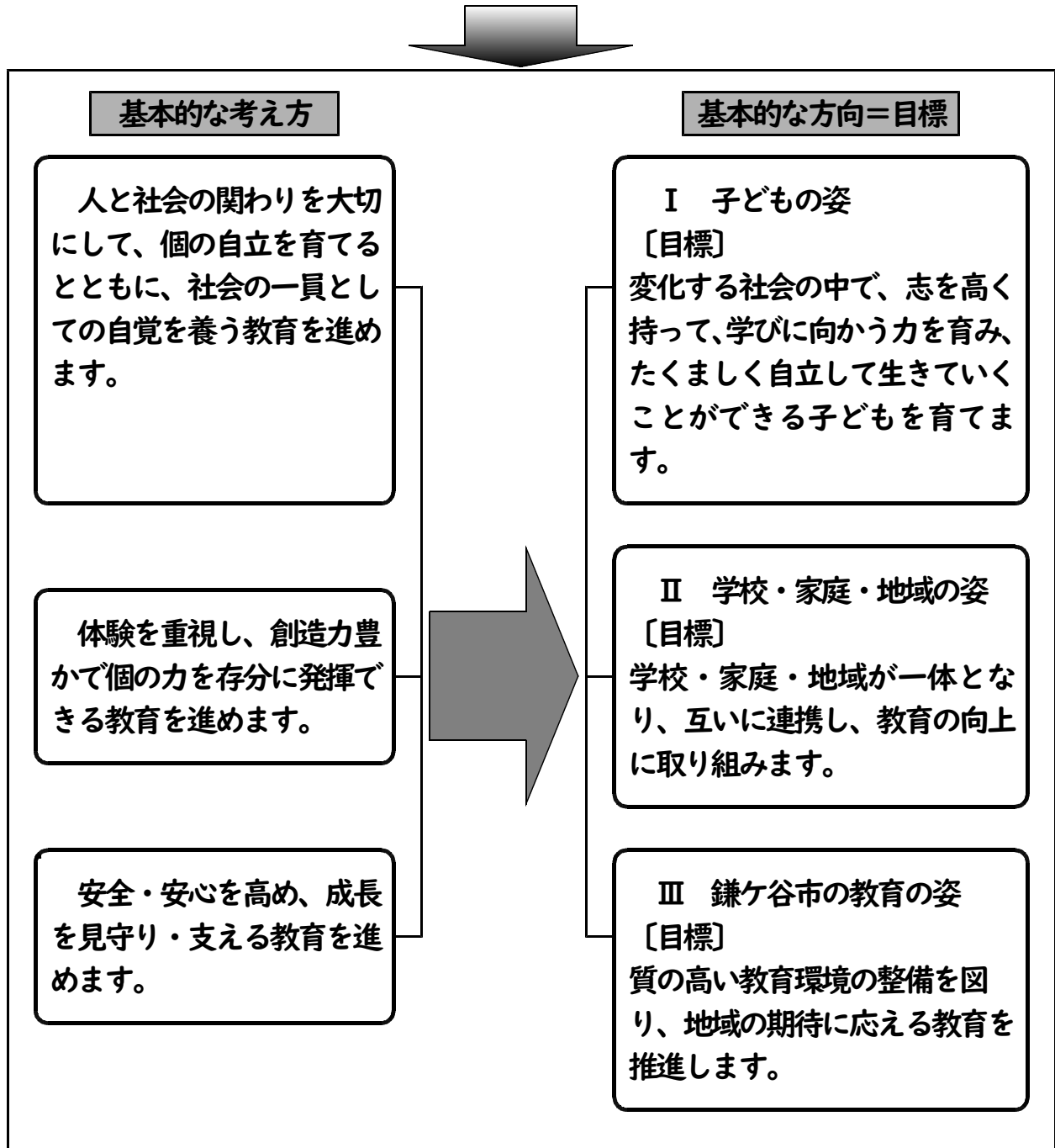
3 計画の位置づけ

<国や県の動向と「鎌ヶ谷市教育振興基本計画」の関係>



4 計画の全体構想

主体的に関わり、学び合い、高め合う教育



5 計画の基本的な方向および施策

第1期鎌ヶ谷市教育振興基本計画策定時に、3つの基本的な方向とそれぞれ3つの施策を設けました。令和3年度から始まる第3期計画においても、第1期、第2期との継続性を考えて同様の方向性と施策で取り組むこととし、変更は最小限としました。

基本的な方向 I 子どもの姿

〔目標〕 変化する社会の中で、志を高く持って、学びに向かう力を育み、たくましく自立して生きていくことができる子どもを育てます。

施策 I-1 知識・技能を習得させ、思考力や表現力を育てます

- (1) 学び合い、高め合う授業の推進
- (2) 少人数指導、個に応じた教育の推進
- (3) 広く世界に羽ばたく、国際理解教育の推進

施策 I-2 自他を思いやる豊かな心を育てます

- (1) 豊かな心を育む道徳教育の推進
- (2) 深い学びにつなげる読書環境・活動の充実
- (3) 資質・能力を育む体験活動の充実

施策 I-3 健やかな体を育てます

- (1) 実生活に結びついた食育の推進
- (2) 強靱な体力、健全な精神を育む体育指導の充実
- (3) 発達段階に応じた健康教育の推進

基本的な方向 II 学校・家庭・地域の姿



〔目標〕 学校・家庭・地域が一体となり、互いに連携し、教育の向上に取り組めます。

施 策 II-1 家庭教育力の向上を図ります

- (1) 子どもの生活習慣の確立
- (2) 自発的な家庭学習の充実
- (3) 親の学びの支援と推進

施 策 II-2 学校・家庭・地域の連携強化を図ります

- (1) 学校評議員会や教育ミニ集会の充実
- (2) 学校支援ボランティア活動の活性化
- (3) 子どもたちの成長を支える地域行事の充実

施 策 II-3 学校教育の充実を図ります

- (1) 学校評価の推進と学校運営の改善
- (2) 教職員の資質・指導力の向上
- (3) 学校に関する情報の発信と受信

基本的な方向 Ⅲ 鎌ヶ谷市の教育の姿

〔目標〕 質の高い教育環境の整備を図り、地域の期待に応える教育を推進します。

施 策 Ⅲ－１ 安全かつ快適な学習環境を整備します

- (1) 施設の安全・安心、防犯体制の整備の推進
- (2) 潜在危険の予知・危機回避能力の育成
- (3) いじめ、暴力行為への対応

施 策 Ⅲ－２ 個々のニーズに応じた支援を行います

- (1) 共生社会に向けた特別支援教育の推進
- (2) 不登校の子どもたちへの支援の拡充
- (3) 就学相談及び教育支援体制の充実

施 策 Ⅲ－３ 地域の期待に応える教育を進めます

- (1) 情報活用能力を高める教育環境の充実
- (2) 自己実現に向けたキャリア教育の推進
- (3) 帰国子女・外国籍の子どもたちへの支援の充実

*かまたん 鎌ヶ谷市のマスコットキャラクター
鎌ヶ谷の畑で生まれた梨と野菜の妖精



基本的な方向 I

子どもの姿

目 標

変化する社会の中で、志を高く持って、学びに向かう力を育み、たくましく 自立して生きていくことができる子どもを育てます。

社会の中で、たくましく生きていくことができる子どもには、「確かな学力」と「豊かな心」そして「健やかな体」が、バランス良く育っていなければなりません。

本市に育つ全ての子どもたちが、主体的に学び、基礎的・基本的な知識・技能を身につけ、自ら考え、表現し、課題を解決する力を伸ばしていけるようにすることが、学校・家庭・地域に求められています。その土台となる健やかな体が育まれることも必要です。健康についての正しい知識と実践力を身につけなければなりません。また、学校や家庭、地域における様々な体験、人と関わる経験を通して、子どもたちがコミュニケーション能力を育てていくこと、そして社会性、道徳性を身につけていくことが重要です。

新しい学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」がキーワードとして取り上げられています。現在の日本の子どもたちには、他の国の子どもと比べ論理的思考力の不足や、学習意欲・社会参画意識の低さなどが指摘される現状があり、その現状からの改善を図ることが必要とされています。そして、その改善を図るひとつの方策が、学ぶ側として自ら課題を発見することから、解決、成果を表現することであり、さらに自らの学び方をレベルアップさせることまで取り組むことで、論理的思考力や学びに対する主体性が育まれると考えています。

学びに対する意欲を今まで以上に重視し、将来にわたって自ら学び続けていく心を育てていけるようにしていく事が大切だといえます。

施 策 I - I

知識・技能を習得させ、思考力や表現力を育てます

現状と課題

現代においては、急激な変化を伴うグローバル化や情報化の進展、少子高齢化の進行、予想困難な自然災害や新型コロナウイルス感染症の発生などにより、定められた正解のない社会状況に対応しつつ、一人一人が自らの価値観を形成し、人生を充実させるとともに、国家・社会の持続可能な発展を実現していくことがすべての人に求められています。そのためには、絶え間なく生じる新たな課題に向き合い、自分の頭でしっかりと考えるとともに、他者と協働しながら、自分なりのより良い解決策（納得解）を生み出し、責任を持った生き方を選択していく力が不可欠となってきました。

様々な調査から、我が国の子どもたちには、身につけた知識を活用して自ら考える力や学ぶ意欲に課題が見られること、自己肯定感や社会参画に対する意識・意欲が低いことなどが指摘されています。また、情報化の進展に伴い、他者との関わり方等の面でも特別な配慮が求められるようになり、多くの若者が他者とのコミュニケーションや対人関係に悩んでいるという指摘も見られます。本市の児童生徒にも、同様の傾向が見られます。



本市の学校教育においては長年「学び合い、高め合う授業」をスローガンに授業改善に努めてきました。現代的な教育課題の解決には、授業改善のみならず、未来に向けた新しい視点による家庭教育や地域人材の活用等多くの人との関わりや生活体験が必要となっています。

本市では早い段階から少人数教育指導教員（きらり先生）や特別支援教育推進指導教員（ほほえみ先生）を配置し、新たな教育課題の対策としてニーズの高まりを受けて理科支援員や外国語活動支援員の配置も行ってきました。

今後の社会の変化に対応した様々な教育的課題を解決するべく、事業、研修、人的配置等を行っていきます。

(1) 学び合い、高め合う授業の推進

取組内容

今回の学習指導要領の改訂でも「生きる力」の育成に重点が置かれています。各学校においても引き続き教育課程全体を通して「生きる力」を身につけるために子どもたちの資質・能力を育成していきます。本市ではその実現のために「人が人を育てる」ことを大切に、「学校教育指導の指針」を作成し、「学び合い高め合う授業」を目指しています。

本市が長年掲げているスローガン「学び合い、高め合う授業」とは学習指導要領でも触れられている「主体的・対話的で深い学び」と関係が深く、ともに目指す子どもたちの姿を「学校教育指導の指針」の中で

- ・主体的な学びの姿「見通しをもって、粘り強く取り組む」
- ・対話的な学びの姿「他者との対話から自己の考えを広げ深める」
- ・深い学びの姿「学び続け、問い続ける」

と方向性を示しました。

学校生活全てを通じて、言語活動の充実を意識して取り組む必要があります。このときに大切な視点があります。それは一人一人が自分の考えをしっかりと持つことです。一人一人が自分の考えを持ち、人に伝えることによって「学び合い」が起こり「高め合う」ことにつながります。その過程で自分とは違う思考や文化に出会い、その意図を汲み取り、自分の考えに自信を持ったり、再構築することにつながるのです。さらに一人一人が自分の考えを持つためには、考えるための材料、すなわち基礎・基本となる知識とその思考を表現する語彙を持つことが必須となります。

一人一人が「主体的・対話的で深い学び」に示された学びの姿となるように授業を展開し、「学び合い、高め合う授業」の創造を目指していきます。そして、子どもたちが「生きる力」を育ていけるように努めてまいります。

施策

- 鎌ヶ谷市教育委員会指導訪問
 - ・「学び合い、高め合う授業」の推進
- 「主体的・対話的で深い学び」への授業改善
 - ・暗記中心の受け身の授業から、新しい知識・価値を生み出す授業へ

- 鎌ヶ谷市学校教育指導の指針
 - ・指導の指針を作成し、市の教育の方向性を示す
 - ・授業改善のために「チェックリスト25」の活用
- 自主研修会の開催
 - ・教職員の指導力向上のための指導主事による自主研修会開催
- 点検評価の活用
 - ・新たな教育課題に向けての取組

(2) 少人数指導、個に応じた教育の推進

取組内容

子どもたちに基本的な知識・技能の確実な定着を図るためには、一人一人の実態や性格を理解し、その子どもにあった指導が求められています。子どもたちが意欲をもって学習に取り組めるように「わかる喜び」や「学ぶ楽しさ」を体感させるためにも、個に応じた教育や少人数指導を推進してまいります。

現在、市の「少人数教育指導教員（きらり先生）」「特別支援教育推進指導教員（ほほえみ先生）」をすべての小中学校に配置し、少人数指導等に当たっています。平成24年度に行われた全国調査によると通常学級に在籍する児童生徒の中にも、特別な支援を必要とする子どもがおよそ6.5%程度いると言われており、本市の調査でも、同程度の数値となっています。そのため、小学校の大規模校3校にはほほえみ先生を複数配置し、よりきめ細かな支援ができるようにしました。結果、各学校からも、少人数指導や特別支援教育が効果的に進められたとの評価を得ています。第3期計画では、さらに少人数教育指導及びTT（チームティーチング）による授業形態の工夫と授業の質の向上に向けての取り組みを進めてまいります。

また、学習指導要領でも、理数教育を充実させていくことが大切であるといわれています。本市では、令和2年度から理科支援員を1人増員して4人の支援員を小学校に配置し、理科室の整備や授業の支援を行っています。観察実験を安全に行い、子どもたち一人一人に科学的な思考力を育てられるようにします。

※ TT（チームティーチング）とは、二人の指導者による授業

施策

- 人的環境の整備
 - ・ 少人数教育指導教員（きらり先生）配置の充実
 - ・ 特別支援教育推進指導教員（ほほえみ先生）配置の充実
 - ・ 理科支援員配置の充実
- 指導内容の充実
 - ・ 各職務研修の充実

(3) 広く世界に羽ばたく、国際理解教育の推進

取組内容

社会の急速なグローバル化に伴い、日本の将来にとって、共通言語である英語でのコミュニケーション能力がより一層重要かつ必要な力となっています。日本文化の科学的、経済的発展が、多くの諸外国の発展と共にある今、これからの日本人は日本の歴史や文化をベースにした思考力・判断力・表現力等を身に付けるとともに、相手に情報や自分の考えを積極的に発信し、対等にやり取りできる力を身に付けなければなりません。

今の子どもたちが将来、大人になり社会で活躍する頃には、多文化・多言語・他民族の人たちと協調し競争し合って目標を達成していくような国際的環境下におかれることが予想されます。そのような社会的背景のなかで、外国語におけるコミュニケーション能力を育むためには、英語をはじめとする外国語に児童生徒が日々の生活の中でできるだけ多く触れることが必要であると考えます。

そのために、新学習指導要領においては、外国語教育の充実と強化のため、小・中・高等学校の連携をより一層図ることの重要性が再確認されました。それに伴い、小学校中学年から外国語教育が始まり、高学年における外国語の教科化が実施されることとなりました。学習指導要領の指導項目について現行の4領域の中でも、特に「話すこと」を発表とやり取りの力に分けて重点的に育むこととしたことから、コミュニケーション能力の育成が重要視されていることが見て取れます。小・中・高等学校を通して各学校の学びの接続を円滑に行い、高等学校卒業段階では、幅広い話題について発表・討論・交渉などを行う等、国際社会で活躍する子どもたちの育成を目指します。

施策

- 人的環境の整備
 - ・ A L T（外国語指導助手）の市内小中学校への配置の充実
 - ・ 外国語活動支援員の配置による外国語教育のサポート
 - ・ 外国語専科教員の計画的配置
- 生徒の異文化交流事業の充実
 - ・ 鎌ヶ谷市中学生ワカタネ派遣事業の推進
- 指導に関する支援
 - ・ 職員研修の充実
 - ・ 学校間ネットワークを活用し、市内小中学校の共有教材の活用

- 外国語使用の日常化に向けた機会の確保
 - ・ A L T（外国語指導助手）による市内中学校への出前授業実施
 - ・ A L T（外国語指導助手）による配置の工夫及び授業時数の確保
 - ・ 市内小中学校における英語クラブの新設促進
 - ・ 姉妹都市ニュージーランド・ワカタネとの連携による、I C Tを活用したオンライン型コミュニケーション授業の導入
 - ・ ワカタネ派遣経験者によるワカタネ派遣生徒への事前研修の実施
 - ・ 外国人の支援を行う団体と連携した、イングリッシュキャンプの実施（市内の外国人ボランティア協力のもと）

* I C T 情報通信技術

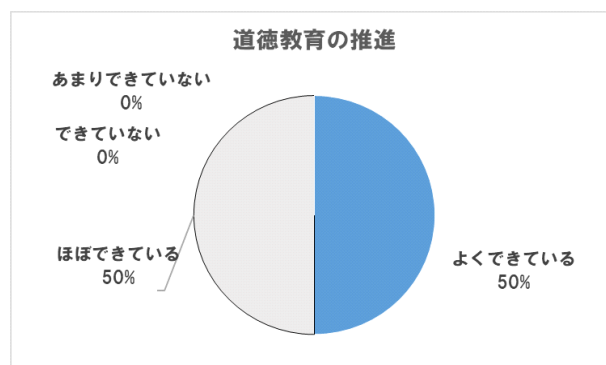
* イングリッシュキャンプ . . . 子どもたちが留学生等と一緒に共同生活を送ること。英語や海外の文化に親しむことを目的としている。

施 策 I-2

自他を思いやる豊かな心を育てます

現状と課題

道徳は「特別の教科 道徳」として教科化され、「考え、議論する道徳」への授業改善に向け、各校が積極的な取り組みを行っています。第2期鎌ヶ谷市教育振興基本計画の評価により、各学校における道徳教育の体制について進んできていることがわかりました。これからは、学習指導要領に示されている内容項目を年間指導計画にしっかりと位置づけ、その時期の発達段階における判断力を身に付けることができるように教科書はもとより、千葉県教育委員会の作成した映像教材の活用も積極的に進められ、授業中の活用について工夫しながら取り組んでいます。また、新たに教科書が作られ、その活用について、価値項目と素材の関係や子どもたちの実態と単元との関わりなどを位置づけるなどさらなる工夫が必要となっています。



〈鎌ヶ谷市教育振興基本計画評価より(令和2年11月実施)〉

読書活動は豊かな心を育んだり、生き方について自らの問いかけに納得解を得る最良のツールとなります。読書活動の推進については、図書館司書の市内小中学校への全校配置や蔵書のデータベース化など学校図書館の基礎整備とともに、各校で「読書週間」等を設定することで図書の貸し出し数が年々増加しています。

本市の貸し出し図書数

小学校 平成28年度(約191,798冊) ⇒ 令和元年度(約210,012冊)
中学校 同 (約19,444冊) ⇒ 同 (約25,539冊)

令和2年度末現在、千葉県教育委員会の進める「優良・優秀学校図書館認定事業」において、14校全校が優良学校図書館に認定されており、うち12校が優秀学校図書館の認定も受けています。残り2校についても優秀学校図書館認定を目指し、読書活動を支える学校図書館の活性化を今後も推進していきます。

近年、子どもたちの身の回りに大きな変化が起きています。自然環境の減少に加え、子どもたちが思い切り走り回ることのできる遊び場も減少しています。また、携帯電話・スマートフォン・ゲーム機器の普及により、子どもたちは家の中で過ごす時間が増えています。言い換えると、子どもたちが戸外に出て、自然や人と接する機会が激減しているともいえます。

子どもたちが、より充実した人生を歩むことができるようにするためには、自然の事象や物事に感動する経験を通して人の気持ちに共感する想像力や、思いやりの気持ちを持つことが大切です。

家庭・地域・学校が連携・協力して、価値ある体験活動を充実させながら、豊かな心を育む教育を推進してまいります。

(1) 豊かな心を育む道徳教育の推進

取組内容

これからの次代を担う児童生徒には自分自身に自信をもち、何事にも意欲をもって取り組めるような自己肯定感が必要となっています。「他人を思いやる気持ちが足りない」、「コミュニケーション能力が足りない」等の課題が学校現場や、社会の様々な方面から言われ、子どもたちの心の教育の重要性が叫ばれています。

また、大きな社会問題となっている「いじめ」防止の観点からも、人間の在り方に関する根源的な理解を深めながら、規範意識や社会性、善悪を判断する力、思いやりや他者へのいたわりなどの豊かな心を育むことが求められています。さらに、グローバル社会の一員として国際貢献を果たす上でも、また、科学技術が一層急速に進展する中で、今後の社会の各分野で求められるいかなる専門能力の育成に当たっても、その前提として、人間として踏まえるべき倫理観や道徳性が一層重要になると考えられます。

本市では、毎年行っている教育委員会指導訪問の際に必ず全ての学校で道徳の授業展開を行っています。授業後の分科会では「考え、議論する道徳」への質的変換に向けて、意欲的な意見交換を行います。

学校教育全体の中で道徳教育の推進を図るために、道徳教育推進教師を中心として、道徳教育全体計画を作成し日々改善を図るとともに、校長を中心にその推進に取り組んでまいります。同時に、学校と、子どもの人格の基礎を形成する家庭とが、価値観を共有して取り組むことが大切であることを踏まえ、相互の連携をより緊密なものとなるように、授業参観や保護者会、教育ミニ集会を活用し、家庭教育の重要性を家庭・地域に発信していきます。

教育委員会主催の道徳教育推進教師研修会では校内の道徳教育の充実が図られるように発問や評価の仕方を中心に研修を積み、道徳の授業の中で、子どもたちの心を揺さぶる資料の活用や指導方法の工夫を行い、内面に根ざした道徳性の育成を図ります。

施策

- 児童生徒が自ら「考え、議論する道徳」への授業改善
- 道徳教育推進教師研修会の開催
- 道徳科の適正な授業時数確保

(2) 深い学びにつなげる読書環境・活動の充実

取組内容

千葉県子どもの読書活動推進計画（第4次）において、「子どもは、読書により、多くのものを身に付けて成長します。読書活動は、子どもが人生をより深く豊かに生きるために不可欠なものです。」とあるように、読書はすべての教育の基盤であり、「読む、書く、話す、聞く」力を育て、コミュニケーション能力を高めるものです。しかし、全国学力・学習状況調査により、本市の児童生徒の不読率は県、全国と比べて大きな開きがあることがわかりました。学校図書館で1年間に300冊以上借りる児童生徒がいる一方で、1冊も借りない児童生徒もいる二極化の傾向があります。

不読率（一日あたりどれくらいの時間、読書をしますか。の項目で全くしないと回答した割合）

小学校6年生

不読率(%)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和7年度目標値
市	23.9	24.3	26.7	19.3
県	20.1	18.0	18.5	
全国	20.5	18.7	18.7	

中学校3年生

不読率(%)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和7年度目標値
市	44.2	40.1	43.8	34.4
県	31.5	29.1	31.5	
全国	35.6	32.9	34.8	

子どもが本に親しみ、好きになったり活用したりと、読書の習慣を身に付けるためには、子どもが本の楽しさや魅力を感じる機会の充実が必要です。本に触れるきっかけがあり、子どもと本の楽しさを共有する人がいて、手を伸ばすと好きな本や調べたい本がある。そのような読書環境が、本好きな子どもを育てるのであり、学校においては学校図書館がその役割を果たします。学校図書館は、次のような3つの機能を有しています。

- ① 児童の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊か

な心や人間性、教養、創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能。

- ② 児童の自主的・自発的かつ協働的な学習活動を支援し、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能。
- ③ 児童や教職員の情報ニーズに対応したり、児童の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能。

つまり、学校図書館には読書活動の推進のために利活用されることに加え、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等の様々な授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資することが求められているのです。

「情報センター」としての機能を高めるために、学校図書館内のWi-Fi化や他校との蔵書データの共有化など、ICT環境整備にも力を入れてまいります。

本市では平成24年度より、学校図書館司書を全校に配置しました。それにより、学校図書館の整備が進むとともに、学校図書館司書が中心となり校内でビブリオバトルやポップコンテストを開催したり、読書月間を設定したりすることで、児童生徒の図書館の利用頻度も増えました。また、平成31年度には第五中学校が「子どもの読書活動優秀実践」文部科学大臣表彰を受賞しました。今後も、より読書活動が盛んになり「読書センター」としてさらに機能するよう、学校図書館司書の勤務時間の拡充を検討し、図書ボランティアの積極的な支援をいただきながら、さらなる人的な環境の整備を進めてまいります。

教科指導と学校図書館の連携を強化し、「学習センター」として十分に活用できるよう、各校において学校図書館年間指導計画を作成しています。教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めてまいります。

施 策

- 読書活動の推進
 - ・ビブリオバトルの開催、ブックトークの実施など
- 学校図書館の3機能の充実
 - ・学校図書館司書の全校配置
 - ・蔵書数の拡大

- *ビブリオバトル・・・「知的書評合戦」とも言われる。お気に入りの本を紹介しどの本が読みたくなつたか投票を行ったりする活動
- *ブックトーク・・・一定にテーマを立てて一定時間内に何冊かの本を複数の聞き手に紹介する活動
- *不読率について・・・個人差が大きく、本を読まない児童生徒が多い現状があります。

(3) 資質・能力を育む体験活動の充実

取組内容

今日、都市化や少子化に加え、インターネットの急速な発展・普及により、今まで以上に便利な世界になりました。しかし一方では、人間関係の希薄化や人と対面で関わる体験の機会が減少しています。これまではインターネットによるその膨大な量の情報や知識をいかに取捨選択するかが課題でしたが、今後はそれに加え、その情報や知識を生きていく中でどう活用するかがより重要となり、そのための資質・能力の育成が必要となってきています。

仮想空間や疑似体験で得た経験を実社会とどう結びつけるかが課題となり、多様な体験活動の充実とともにその中で何をどう学ぶかも重要視されています。

体験活動は、平成10年度改訂の学習指導要領において、学校行事を中心に自然体験やボランティア活動などの社会体験の充実が求められ、また、平成12年の教育改革国民会議の報告において、体験活動の重要性が改めてクローズアップされました。これらを踏まえ、平成13年に学校教育法の改正が行われ、各学校の教育目標の達成に資するよう、教育指導を行うにあたり、子どもの体験的な学習活動や、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めることとされました。改訂前の学習指導要領においても、教育課程編成の一般方針の中で「豊かな体験」という言葉を使い、その重要性を唱えた道徳をはじめ、各教科において、人、自然、地域の文化等に直接接触れる体験活動は、子どもたちの内面に働きかける重要な教育活動であるとされていました。

学習指導要領において、新しい時代に必要となる資質・能力の育成のため、授業をはじめとしたさまざまな教育内容について改善が求められています。その中で、生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視が言われています。そして道徳をはじめとした各教科において、体験活動を通して「主体的・対話的で深い学び」の実現がなされることが求められています。

体験活動は、学校、家庭、地域社会を含めた子どもたちの生活全体を通じて重要であることはあらためて言うまでもありません。学校教育においては、単なる体験ではなく、目的が明確で子どもたちが体験を通して自分の成長を

実感できるような、価値ある体験活動が求められています。学校教育における体験活動の意義を明確にし、各学校段階を通して体験活動の充実に努め、教育指導に効果的に生かしていくことが課題になっています。

体験活動は、豊かな人間性を育み、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤の形成、子どもの成長の糧としての役割が期待されています。つまり、思考や実践の出発点あるいは基盤として、あるいは、思考や知識を働かせ、実践して、よりよい生活を創り出していくために体験が必要であるとされているのです。

施 策

- キャリア教育の推進
- 社会人講師の派遣
- 中学生平和教育生と派遣事業の実施
- オリパラ教育の推進

次のような点において効果があると考えられます。

- ・ 現実の世界や生活などへの興味・関心、意欲の向上
- ・ 調査・研究・探求活動の充実
- ・ 問題発見や問題解決能力の育成
- ・ 思考や理解の基盤づくり
- ・ 教科等の「知」の総合化と実践
- ・ 自己との出会いと成就感や自尊感情の獲得
- ・ 社会性や共に生きる力の育成
- ・ 豊かな人間性や価値観の形成
- ・ 基礎的な体力や心身の健康の保持増進

また、自らの力で未来を拓くための資質・能力は今後の子どもたちの人生において「生きて働く力」として機能しなくてはなりません。

様々な体験活動は、その「生きて働く力」の育成に直結しており、子どもたちの大切な財産となって行きます。

施 策 I-3

健やかな体を育てます

現状と課題

子どもたちが充実した人生を過ごすためには、確かな学力を身につけ、豊かな心を育むとともに、健やかな体づくりを進めることが欠かせません。

しかし、子どもたちの様子を見ると、周りの生活環境の変化から就寝時刻が遅くなり、必然的に起床時刻も遅くなっている子どもや、睡眠時間が不足している子どもも多くなっています。

また、街には世界中から様々な食材が集まり、美しく並べられた様子は、この国の豊かさを象徴する姿であるといえますが、食料品の豊富さに比べ、栄養摂取のアンバランスが指摘され、子どもたちの健康的な食生活が十分に満たされていないという現状があります。また、様々な要因から食に関する豊かさが享受されていない子どもも見られます。

本市内における「食育」の取り組みには、学校によって差がある現状が見られます。健全な心身を持ち、生き生きと心豊かに学校生活を送るためには「食」のあり方が重要になってきます。しかしながら、生活習慣の乱れから「食」に対する多くの課題が子どもたちのまわりで見られます。担任が中心となりながら学校給食センターや健康増進部門の栄養士などと連携し、指導の充実に努めなければなりません。さらには、交通事情などに加え、外遊びの最中でさえゲーム機を離せない子どもがいるなど、運動の機会が減少している現状があります。それに伴い、子どもたちの体力や運動技能の低下も危惧されています。

各学校とも、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の充実に取り組んでいます。とりわけ体育指導については、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力の育成を目指して行かねばなりません。若い教員が増えている現在、体育の授業の指導力向上は勿論のこと、日々の体力向上に対する取り組みについての研修を重ねる必要があります。

県で取り組んでいる「遊・友スポーツランキングちば」について、本市でも積極的に取り組む学校も増えてきました。そして県の発表するランキング

で、上位に名を連ねる学校も出てきました。今後、すべての学校において積極的な取り組みができるように支援してまいります。

健康三原則と言われる「バランスのとれた食事（栄養）」「適度な運動」「十分な休養」を確保していく事が、健康な生活を送っていく上で大切であると言われています。子どもたちに健康教育をさらに推進していくためには、家庭との連携を図りながら、食生活の重要性をあらためて認識させることや、体力の維持・向上に努めさせること、生活のリズムを整えていくことがより一層必要となります。

また、近年新たな教育課題として注目が集まりつつあるがん教育や低年齢化が社会問題となっている危険ドラッグへの対応などについても、発達段階に応じた指導を進めていくことが求められています。

*遊・友スポーツランキングちば：千葉県教育委員会の作成したプログラム。児童生徒の体力向上を図ることや、好ましい人間関係や社会性を育成するために、各学校の実態に応じて授業や休み時間等に取り組める種目(運動)を紹介し、積極的に外遊びや運動を奨励するもの。表彰も行われる。

(1) 実生活に結びついた食育の推進

取組内容

食べることは生きることの基本です。子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには何よりも「食」が重要です。本市では「健やかな身体づくりと心豊かな食卓を～食の自立を目指そう～」を基本理念に「食べる力をつける」「食を大切にできる力をつける」の2つの目標の達成に向けて食育を推進しています。

学校での食育では、子どもたちに栄養のバランスのとれた食事・安全な食品等に関する知識を習得させることが大切であり、次のことを通して、食育を推進していきます。

- ① 自ら考えて調和のとれた食事ができる自己管理能力の育成
- ② 給食の時間を利用した楽しい食事のあり方の習得
- ③ 栄養職員・養護教諭と担任が連携した食や体に関する授業の実践
- ④ 学校給食センターとの連携
- ⑤ 望ましい食習慣づくりを目指した家庭や地域への啓発活動

その際、各学校が食育の目標を明らかにし、毎年、「食に関する指導の全体計画」を作成し、教育課程上に食育を明確に位置づけます。(家庭科・技術家庭科、保健体育科、理科、社会科、総合的な学習の時間など)例えば理科において、様々な植物を育て、実や種・葉や根、茎等を収穫する体験活動等を計画的に取り入れ、食物への感謝と理解を深め、生産から消費・環境問題等についても指導します。また、給食の時間などの学級活動や林間学校を代表とする学校行事など教科等横断的な学習を行い、学校教育活動全体を通じて、実生活に結びついたわかりやすい食育指導に取り組めます。

給食の時間をはじめとする関連教材等における食に関する指導を体系付け、総合的に推進していくことが大切です。家庭や地域との連携を図るとともに継続性に配慮し、意図的に学校給食を教材として活用し、食事のマナーを習得させ、献立を通じて食品の産地や栄養的な特徴について学ぶようにします。

文部科学省が令和元年度に行った「全国学力・学習状況調査」では、朝食

の摂取状況と学力調査の平均正答率に関係性があると分析されています。小学校6年生と中学校3年生を対象とした「朝食を毎日食べていますか」という質問に対して、朝食を毎日食べている児童生徒の方が、教科の平均正答率が高い傾向にあります。食育は、単なる健康の問題ばかりではなく、望ましい生活習慣作りや学力向上において重要な要素となっているといえます。

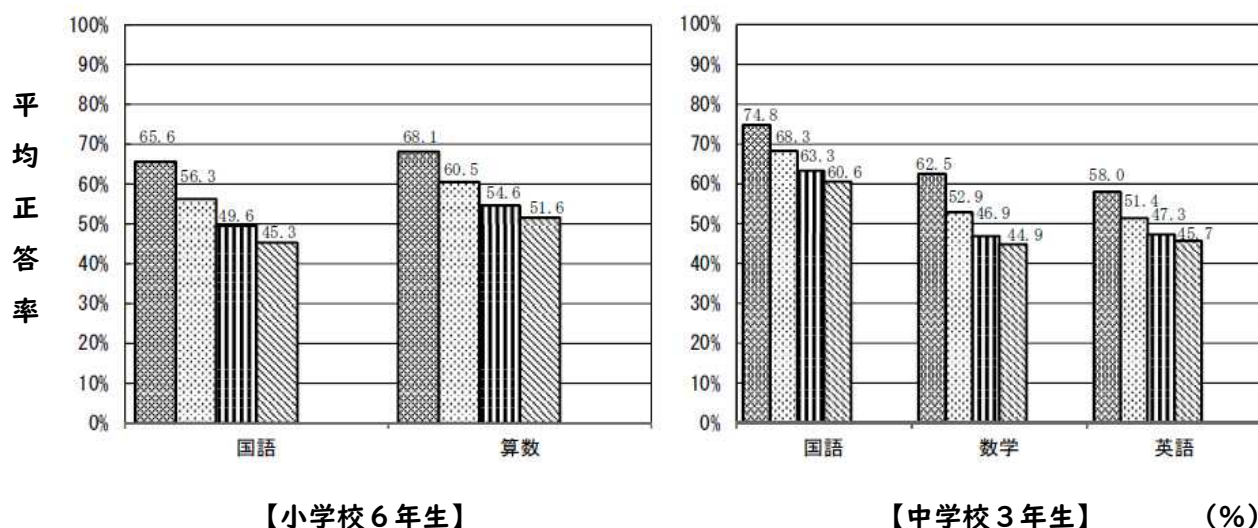
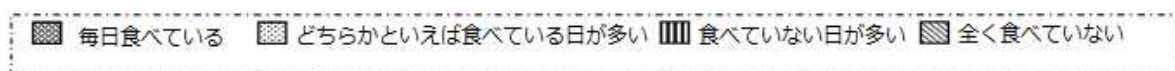
施 策

- 「食に関する指導の全体計画」の見直し
 - ・ 各教科および特別活動での食育指導や、月ごとの年間計画の追加
 - ・ 実施の有無と成果の検証
- 栄養職員による講話や職員研修の充実
 - ・ 栄養職員を各校に派遣した講話の推進
 - ・ 給食主任研修会等を活用し、職員研修の充実
- 北海道日本ハムファイターズ、朝日山部屋と連携した食育の実施

<朝食の摂取と学力調査の平均正答率との関係>

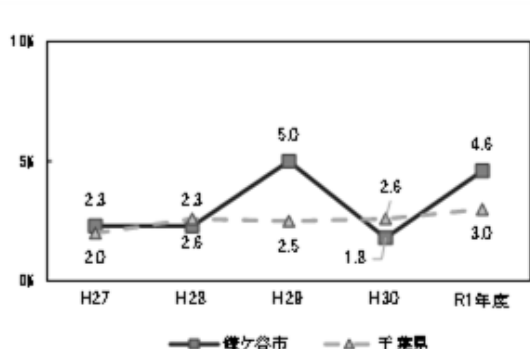
質問：朝食を毎日食べていますか。

凡例

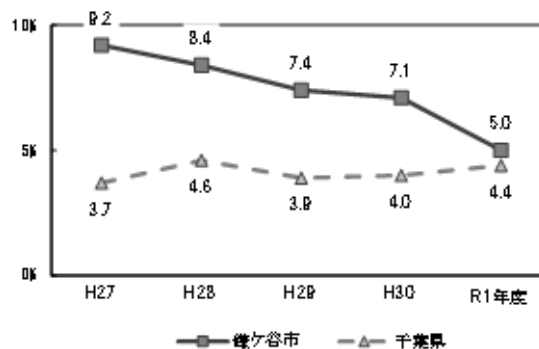


文部科学省「全国学力・学習状況調査」(令和元年度)

＜週4日以上朝食を欠食する児童生徒の割合の推移＞



【小学校5年生】



【中学校1年生】 (%)

早寝早起き朝ごはん食育講演会事前アンケート、学校給食実施状況等調査（平成27～令和元年度）

＜週4日以上朝食を欠食する児童生徒の割合の推移＞のグラフから、本市の中学校1年生は、ここ数年で朝食を欠食する生徒が減少しているものの、まだ千葉県の平均よりも欠食割合が多い状況です。小学校5年生でも、年によっては県の平均を大きく超えています。今後も「早寝早起き朝ごはん食育講演会」、給食の時間や教科の学習等で食の大切さを伝えることを継続する必要があります。また、欠食増加の要因として、家庭での生活リズムが変わり、夕食時刻や朝の起床時刻が遅くなったりすることも考えられるため、保護者会や給食便り等を通して家庭と連携していきます。

また、子どもたちの健全な成長を願うとともに、将来にわたって健康な生活を営むことができるための「食育」の充実を進めるに当たり、忘れてはならないことがあります。それは、食物アレルギーを持つ子どもへの適切な対応です。生活習慣の変化や様々な化学物質の増大からか、食物アレルギーを持つ子どもが増えている現状があります。その中には、生命が危険にさらされるような重篤なものもあります。子どもたちが誤ってアレルギー物質を口にするようなことは、絶対にあってはなりません。

本市では、平成26年度から新しい学校給食センターが稼働を開始したのを契機に、平成27年2月からアレルギー対応食（アレルギー物質除去食）の提供を開始しました。そして、令和元年6月からは表示義務7品目である「卵・乳・小麦・エビ・カニ・そば・落花生」の除去食提供を開始しました。

また、各学校においては、市独自に作成した「学校における食物アレルギー対応の手引き」に則り対応を行っています。なお、保護者向けには概要版を配付

し、内容を周知しています。

今後も、学校給食センターと学校の連携を深めながら、アレルギー対応を含めた食育を積極的に推進していきます。

施策

- 健康増進部門と連携した健康教育の充実
 - ・「早寝早起き朝ごはん食育講演会」を継続して実施
 - ・「食育講演会」のアンケート結果と全国学力・学習状況調査との関連性を分析および市内小中学校の教職員への周知



鎌ヶ谷市学校給食センター

(2) 強靱な体力、健全な精神を育む体育指導の充実

取組内容

文部科学省が毎年行っている「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(対象は小学5年生と中学2年生)によると、子どもの体力・運動能力は、昭和60年ごろをピークとして下がり続けている傾向があると指摘されていましたが、平成25年度頃から緩やかに上昇傾向にありました。しかし、令和元年度の調査結果では、体力合計点の調査を開始した平成20年度以降で最も低い値となりました。また、最近の子どもたちは、縄跳びがリズムよく跳べない、スキップができない、転んだときに手をつくことができず顔から地面に落ちるなど、自分の身体をコントロールしたりする能力の低下が指摘されるとともに、体育を除いた運動時間の減少も見られます。

子どもの体力の低下は、生活習慣病の増加やストレスに対する抵抗力の低下などを引き起こすことも懸念されます。体力の向上を図るとともに、生涯を通して運動に親しむ態度や能力の育成が必要であるといえます。子どもたちの運動に対する意欲を高め、健康の保持・増進を目指した指導の充実に努めます。そのために、特に、若手教員を対象とした体育の実技研修の充実に図ります。

また、休み時間に十分な外遊びができるよう、学級の人間関係づくりを進めていくとともに、校庭・体育館等の環境を整えていきます。また、千葉県の取り組みでもある「遊・友スポーツランキングちば」は、授業や休み時間の中で運動の日常化を図れたり、よりよい人間関係を構築することにも役立つことから、積極的な取り組みを行っていきます。それによりランキングの上位に名を連ねる学校もありますが、学校によって取り組みに差が生じている現状を解消していきます。

子どもの体力低下の要因として、インターネットの普及に伴い、スクリーンタイムと呼ばれるテレビや動画など画面を見る時間が増え、運動する時間が減少していることがあげられます。従って、子どもの体力向上については、学校体育の充実は勿論のこと、家庭の協力も不可欠です。

令和元年度 本市児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等調査
 <小学生5年生>より

小学校 5年男子	握力		上体起こし		長座体前屈		反復横とび		20mシャトルラン	
	平均値(kg)	得点	平均値(回)	得点	平均値(cm)	得点	平均値(点)	得点	平均値(回)	得点
全国	16.37	50.0	19.80	50.0	33.24	50.0	41.74	50.0	50.32	50.0
鎌ヶ谷市	17.01	51.7	20.30	50.8	33.38	50.2	42.87	51.4	49.53	49.6

小学校 5年男子	50m走		立ち幅とび		ソフトボール投げ		体力合計点	
	平均値(秒)	得点	平均値(cm)	得点	平均値(m)	得点	平均値(点)	得点
全国	9.42	50.0	151.45	50.0	21.61	50.0	53.61	50.0
鎌ヶ谷市	9.46	49.6	151.44	50.0	20.28	48.4	54.23	50.7

小学校 5年女子	握力		上体起こし		長座体前屈		反復横とび		20mシャトルラン	
	平均値(kg)	得点	平均値(回)	得点	平均値(cm)	得点	平均値(点)	得点	平均値(回)	得点
全国	16.09	50.0	18.95	50.0	37.62	50.0	40.14	50.0	40.79	50.0
鎌ヶ谷市	16.94	52.2	20.24	52.4	37.87	50.3	40.96	51.1	41.50	50.4

小学校 5年女子	50m走		立ち幅とび		ソフトボール投げ		体力合計点	
	平均値(秒)	得点	平均値(cm)	得点	平均値(m)	得点	平均値(点)	得点
全国	9.64	50.0	145.68	50.0	13.61	50.0	55.59	50.0
鎌ヶ谷市	9.63	50.1	146.66	50.5	12.57	47.8	56.80	51.4

*得点は、全国平均を50点とし、平均に対する割合で計算されています。

令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査より

<小学生5年生>調査結果（測定データ及び運動習慣等のアンケート）より

- ① 体力合計点の平均値では、男女ともに全国を少し上回っている。
- ② 男女ともに、ソフトボール投げの平均値が全国・県と比べて低い。
- ③ 男子では、シャトルラン、50m走といった走種目の平均値が全国を下回っている。
- ④ 男女とも、運動を好む児童の方が、体力合計点が高かった。
- ⑤ 男女とも、テレビ等の視聴時間が短い児童、睡眠時間が長い児童が体力合計点が高い傾向が見られた。
- ⑥ 1週間の総合運動時間が60分未満の児童は、男子が全体の10.2%、女子が全体の18.3%であった。

令和元年度 本市児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等調査
 <中学校2年生>より

中学校 2年男子	握力		上体起こし		長座体前屈		反復横とび		持久走	
	平均値(kg)	得点	平均値(回)	得点	平均値(cm)	得点	平均値(点)	得点	平均値(秒)	得点
全国	28.65	50.0	26.96	50.0	43.50	50.0	51.91	50.0	398.98	50.0
鎌ヶ谷市	26.04	46.3	27.27	50.5	43.85	50.3	52.20	50.4	389.00	51.5

中学校 2年男子	20mシャトルラン		50m走		立ち幅とび		ソフトボール投げ		体力合計点	
	平均値(回)	得点	平均値(秒)	得点	平均値(cm)	得点	平均値(m)	得点	平均値(点)	得点
全国	83.53	50.0	8.02	50.0	195.03	50.0	20.40	50.0	41.69	50.0
鎌ヶ谷市	85.28	50.7	7.97	50.6	191.27	48.7	19.56	48.5	41.40	49.7

中学校 2年女子	握力		上体起こし		長座体前屈		反復横とび		持久走	
	平均値(kg)	得点	平均値(回)	得点	平均値(cm)	得点	平均値(点)	得点	平均値(秒)	得点
全国	23.79	50.0	23.69	50.0	46.32	50.0	47.28	50.0	289.82	50.0
鎌ヶ谷市	23.07	48.4	24.75	51.8	46.95	50.6	47.78	50.7	290.48	49.8

中学校 2年女子	20mシャトルラン		50m走		立ち幅とび		ソフトボール投げ		体力合計点	
	平均値(回)	得点	平均値(秒)	得点	平均値(cm)	得点	平均値(m)	得点	平均値(点)	得点
全国	58.31	50.0	8.81	50.0	169.90	50.0	12.96	50.0	50.22	50.0
鎌ヶ谷市	60.92	51.3	8.75	50.8	169.03	49.6	12.39	48.6	51.22	50.9

*得点は、全国平均を50点とし、平均に対する割合で計算されています。

令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査より

<中学校2年生>調査結果(測定データ及び運動習慣等のアンケート)より

- ① 男子で3種目、女子で約半数の種目で全国平均を下回っている。
体力合計点では、全国平均を男子は下回り、女子は上回っている。
- ② 男女ともに握力・立ち幅跳び・ハンドボール投げで全国平均値を下回り、特に男子では、握力の平均値が大きく下回った。
- ③ 男子では持久走、女子では上体起こし、20mシャトルランの平均値が全国を大きく上回った。
- ④ 男女とも、運動を好む生徒の方が体力合計点が高かった。
- ⑤ 男女ともに一日にテレビやスマホなどを見る時間が全国平均よりも長い。
- ⑥ 男女とも、朝食を毎朝食べる生徒の体力合計点が高かった。
- ⑦ 1週間の総運動時間が60分未満の生徒は、男子が5.5%、女子が24%であった。

小学生の体格平均肥満傾向児・痩身傾向児の出現率

小学校 5年男子	身長(cm)	体重(kg)	肥満傾向児・痩身傾向児の出現率		
	平均値	平均値	肥満	正常	痩身
全国	138.92	34.37	11.1%	86.3%	2.6%
千葉県	139.24	34.42	10.7%	86.2%	3.1%
鎌ヶ谷市	139.18	34.53	12.5%	85.5%	2.1%

小学校 5年女子	身長(cm)	体重(kg)	肥満傾向児・痩身傾向児の出現率		
	平均値	平均値	肥満	正常	痩身
全国	140.12	34.11	8.2%	89.3%	2.6%
千葉県	140.32	34.13	7.5%	89.8%	2.8%
鎌ヶ谷市	140.41	34.29	8.1%	88.3%	3.7%

令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査より

中学生の体格平均肥満傾向児・痩身傾向児の出現率

中学校 2年男子	身長(cm)	体重(kg)	肥満傾向児・痩身傾向児の出現率		
	平均値	平均値	肥満	正常	痩身
全国	160.00	48.84	10.8%	88.6%	3.0%
千葉県	159.99	48.49	10.1%	88.9%	3.3%
鎌ヶ谷市	159.00	47.81	15.9%	85.9%	4.3%

中学校 2年女子	身長(cm)	体重(kg)	肥満傾向児・痩身傾向児の出現率		
	平均値	平均値	肥満	正常	痩身
全国	154.86	46.82	6.7%	89.5%	3.7%
千葉県	154.99	46.78	6.2%	90.0%	3.8%
鎌ヶ谷市	154.80	46.85	8.0%	86.8%	5.4%

令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査より

施 策

- 鎌ヶ谷市教育委員会指導訪問による指導
 - ・ 体育の授業の充実
- 体力テストの実施
 - ・ 各校独自の体力向上の取組の充実
- 運動の日常化の推進
 - ・ 「遊・友スポーツランキングちば」の推進
- 部活動外部指導者の活用
 - ・ 地域人材等を活用した部活動指導の充実

(3) 発達段階に応じた健康教育の推進

取組内容

健康教育の目的は、「健康の保持・増進」です。具体的には、健康教育を行うことによって、対象者が健康に関する正しい知識および好ましい態度を習得し、健康を保持・増進するための行動を実行あるいは、健康にとってよくない行動をやめるなどの行動変容につなげていくことにあります。

健康教育は、あらゆる年齢層に対し、発達段階に応じ体系的に行うことが大切です。取り扱う教育の分野も、家庭教育、学校教育、社会教育と多岐にわたっていることから、生涯学習として推進する必要があります。

さらに今や子どもたちにとっても、喫煙・薬物乱用・感染症・生活習慣病等は、無縁ではなくなってきました。また、心の病気についても危惧されています。健康は、そもそも個人の自己管理能力に委ねる面が大きいものです。自己の健康を、自己の責任において管理するためには、まず健康に対する正しい知識を習得し、自らの健康状態を正しく理解することが必要です。

それらを改善していくためにも学校教育全体の中で、発達段階に応じた健康教育の推進を図ります。中でも、養護教諭との連携により、健康を守るための知識・態度の育成を図る授業を進めます。

また、学校だよりや保健だより等を通して、家庭・地域への啓発活動を積極的に行なってまいります。

【睡眠の状況】

睡眠時間についてみると、学年が上がるにつれて睡眠時間が短くなっています。小学5年生では約90%が7時間以上の睡眠時間があるのに対し、中学2年生は7時間以上の睡眠は約60%に減少します。特に女子の方が睡眠時間が短い傾向があります。

睡眠時間と学力については、深い関係があることが言われているので、生活習慣の指導も重要となってきます。

小・中学生の睡眠状況

		10時間以上	9時間以上10時間未満	8時間以上9時間未満	7時間以上8時間未満	6時間以上7時間未満	6時間未満
小学校 5年男子	全国	9.8%	26.6%	31.7%	19.6%	8.8%	3.5%
	千葉県	8.9%	25.4%	32.3%	20.5%	9.1%	3.7%
	鎌ヶ谷市	11.6%	26.5%	32.8%	16.7%	9.1%	3.3%
小学校 5年女子	全国	9.4%	29.6%	33.9%	18.2%	7.1%	1.9%
	千葉県	8.6%	26.9%	33.9%	20.3%	8.2%	2.2%
	鎌ヶ谷市	7.9%	31.6%	33.6%	21.2%	4.7%	1.0%
中学校 2年男子	全国	2.1%	6.1%	21.0%	37.3%	25.7%	7.9%
	千葉県	1.9%	4.8%	18.0%	36.5%	28.9%	9.9%
	鎌ヶ谷市	1.6%	4.7%	17.9%	37.4%	25.7%	12.8%
中学校 2年女子	全国	1.1%	4.5%	17.5%	35.9%	31.3%	9.6%
	千葉県	0.9%	3.2%	14.4%	33.8%	35.1%	12.6%
	鎌ヶ谷市	1.9%	0.5%	18.4%	32.4%	36.7%	10.1%

令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査より

【がん教育】

日本人の二人に一人がかかり、死亡原因の1位である「がん」は、国民の健康に関する基礎的な教養として必要不可欠となり、学習指導要領にも「がん教育」が明記されました。学校教育全体の中で、「がん教育」を推進することにより、がんに対する正しい理解とがん患者に対する正しい認識及び命の大切さに対する理解を深めることが大切です。自らの健康を適切に管理するとともに、がん予防や早期発見につながる行動変容を促す教育を進めます。

施 策

- 鎌ヶ谷市教育委員会指導訪問による指導
 - ・ 体育（保健分野）の授業の充実
- 生徒指導と連携した生活指導
 - ・ 長期休業等の生活指導の充実
- 保健指導、健康教育の充実
 - ・ フッ化物洗口の実施
- 思春期教育の充実（ライフデザイン教育・心のSOSの出し方教育等）
- 感染症予防の推進（性感染症・新型感染症等）

基本的な方向 II

学校・家庭・地域の姿

目 標

学校・家庭・地域が一体となり、互いに連携し、教育の向上に取り組みます。

近年の学校が抱えている教育的課題は、問題が複雑化し、解決まで困難をともなう傾向にあります。

その理由として、学校の内部または個人の抱える問題ばかりではなく、急激な社会の変化による都市化の進展により、多様な価値観が生じ、一人一人のライフスタイルが多様化し、家族形態も変化しています。さらに地域のつながりの希薄化もあげられます。

子どもたちの問題行動の背景には、多くの場合一つの要因だけではなく子どもたちの心の問題とともに、友人関係、家族とのつながり、地域との関係など子どもたちが置かれた環境の問題があり、それらが複雑に絡み合っています。単に子どもたちの表面化した問題や直接のきっかけとなった事象を解決するだけでは本質的な解決とならないことも多くなりました。より効果的な対応を進めていく中で家庭、地域、それぞれの教育力向上と関係機関を含めた協力が不可欠となっています。

例えば、各学校において、学校生活における生活習慣、授業における学習規律や一人一人の学習習慣の確立についての取り組みを進めていますが、その内容について家庭や地域でもご理解をいただき、協力を得ながら進めていくことがより大切になっています。

そのためにも、学校・家庭・地域がそれぞれの立場から情報を発信し、受け止めていく活動が重要となります。

施 策 Ⅱ-Ⅰ

家庭教育力の向上を図ります

現状と課題

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣、生活に必要な能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を果たすものです。しかしながら、近年の急激な社会構造の変化や多様化する家庭環境を背景に、親が身近な人から子育てを学ぶ機会が減少しています。それにより子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなど、家庭教育が困難になってきている現状が指摘されています。

子どもたちが義務教育を終えて社会に出たときに、豊かな人生を送るためには、学校での学びはもちろん、家族や地域における様々な人々との関わりを通じた体験が大変重要となります。全ての子どもと保護者のために、地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、支援を充実していくための課題や取り組みの方向性について考えていく必要があります。

令和2年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究～家庭教育支援に向けた保護者の意識に関する実態調査～」

Q 子育てにについての悩みや不安の程度（単一回答）/性別

	いつも感じる	たまに感じる	あまり感じない・まったく感じない
男性 (n=1,549)	9.7%	52.1%	38.2%
女性 (n=1,872)	17.1%	59.3%	23.6%

(1) 子どもの生活習慣の確立

取組内容

子どものしつけや基本的な生活習慣の確立は、家庭教育が何よりも根本となります。近年、ICTの急速な普及により、我々の生活様式が大きく変わり、子どもたちの生活にも変化がもたらされました。インターネットを通じたゲーム等のコンテンツは時間に縛られることなく他者と関わることができ、また、子どもたちにとってインターネット等により、大人と同じ知識・情報が簡単に手に入る時代にもなりました。しかし、その情報の真偽の精査を含め、どの場面でどう活用するか、また、インターネットだけでは得られない知識・情報については、大人が教えなければならないのと同時に自ら学んでいく資質と能力を育まなくてはなりません。

時代の変化とともに、核家族化、親の就業率の上昇などの理由から、親が子どもに物事を教える機会が減少しています。しつけや基本的な生活習慣等の指導は、家庭教育において行われるべきですが、子どもに関わる大人が協力して行っていくこともこれから求められると考えられます。

また、最近の子どもは、「耐性に乏しい」「我慢ができない」などと言うことも言われます。他者とのコミュニケーションが苦手な子どもが増え、ささいなことからトラブルに発展してしまうケースが増えています。これらも、基本的な生活習慣や社会的な約束事の理解、人とふれあう経験と大きなかかわりがあるとされています。

『早寝・早起き・朝ごはん』の生活習慣を身につけさせることや、礼儀作法・家庭学習のあり方やその重要性等について、保護者の方のご協力は不可欠で、保護者会・教育ミニ集会を通して、実践方法などの情報を提供していきます。



文部科学省中高生向け

「早寝・早起・朝ごはん」啓発資料表紙

施 策

- 健康増進部門と連携した健康教育の充実
 - ・「早寝・早起・朝ごはん」の指導の実施
- 生徒指導と連携した生活指導
 - ・長期休業等の生活指導の充実
- 家庭の役割の重要性を周知
 - ・保護者への啓発活動
- 各学校における家庭生活の実態調査の実施とその分析
 - ・現状と課題の把握
- 教育ミニ集会の充実
 - ・開催方法の工夫と参加者の増員

(2) 自発的な家庭学習の充実

取組内容

学習指導要領にある「確かな学力」を育てるためには、「学びに向かう力」の育成が求められています。その方策のひとつとして、宿題を含めた家庭学習が、非常に重要となってきます。学校の授業における学びはもちろん、家庭学習に取り組むことで、子どもたちは多彩な学習経験が得られます。例えば、知識の定着を図るだけでなく、新しい知識が既存の知識と関係づけられて構造化されていきます。繰り返し復習することで身につくこととなります。すなわち、この学習経験により学習の方法を学び「学びに向かう力」にかかわる資質・能力を高めることができるのです。さらに、それまで一つ一つの知識でしかなかったことが自らまとめることでつながりに気づき、深い理解につなげることができます。

この「学びに向かう力」の育成には、それぞれの学習経験を振り返る場面が必要となります。そのためには家庭学習が大変効果的な手段となります。では、家庭学習をどのように推進すればよいのでしょうか。次ページにある全国学力・学習状況調査の本市の結果から、「家で自分で計画を立てて勉強している」と答えた児童生徒の割合は、全国平均を大きく下回っている傾向がみられました。また、課題については、どの学校も適度な課題を児童生徒に課していることがわかりました。このことから、「学校からは適度な家庭学習の課題を与えているものの、家庭における計画的な学習習慣が身についている児童生徒が少ない」と言うことがわかります。

学習課題はあっても、学習の仕方が身についていなければ、成果は上がりません。まずは、学習者である児童生徒が、家庭学習の意義と進め方についてしっかりと理解をすること、さらに指導者である教職員もそのことについて共通理解を図ることが大切です。

学習課題を設定する際には、子どもたちが学ぶ楽しさや、学んだことの効果を実感できるような工夫も必要です。そのなかで、まずは与えられた課題を家で確実に取り組む姿勢が身に付きます。そして、継続的に家庭学習を進めることができるようになった子どもたちは、最終的には自ら学習計画を立て、自分の見つけた課題に取り組むことができるようになります。GIGAスクール構想の整備も進んでおり、令和3年度からはeライブラリや、AIを活用した学習課題等も活用することが可能となります。

保護者の家庭学習への理解と協力を得るために、保護者面談や保護者会等、機会をとらえて丁寧に説明を行い、学校と家庭が手を取り合って進めていきます。

*GIGAスクール構想については詳しくはP.66参照

*eライブラリ・・・webで活用できるドリル

*AIドリル・・・webで活用し、AIにより個別最適化された課題の取り組みが可能になるドリル
1人1台のPCについて校内での運用が定着した後、家庭での活用を検討して参ります。

全国学力・学習状況調査 学校質問紙 「家庭学習の課題（宿題）を出している													
		平成26年度小学校							平成26年度中学校				
		よく行った	どちらかといえよく行った	あまり行っていない	全く行っていない	その他・無回答			よく行った	どちらかといえよく行った	あまり行っていない	全く行っていない	その他・無回答
国語	鎌ケ谷市	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	国語	鎌ケ谷市	20.0	60.0	20.0	0.0	0.0
	全国	82.7	16.7	0.5	0.0	0.1		全国	48.5	42.4	8.7	0.2	0.2
算数	鎌ケ谷市	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	数学	鎌ケ谷市	60.0	40.0	0.0	0.0	0.0
	全国	84.9	14.6	0.4	0.0	0.1		全国	50.6	43.3	5.6	0.3	0.2
		平成30年度小学校							平成30年度中学校				
		よく行った	どちらかといえよく行った	あまり行っていない	全く行っていない	その他・無回答			よく行った	どちらかといえよく行った	あまり行っていない	全く行っていない	その他・無回答
算数	鎌ケ谷市	55.6	44.4	0.0	0.0	0.0	数学	鎌ケ谷市	40.0	40.0	20.0	0.0	0.0
	全国	83.3	16.2	0.3	0.0	0.1		全国	53.2	41.3	5.2	0.1	0.1
		令和元年度小学校							令和元年度中学校				
		よく行った	どちらかといえよく行った	あまり行っていない	全く行っていない	その他・無回答			よく行った	どちらかといえよく行った	あまり行っていない	全く行っていない	その他・無回答
国語	鎌ケ谷市	88.9	11.1	0.0	0.0	0.0	国語	鎌ケ谷市	40.0	40.0	20.0	0.0	0.0
	全国	78.4	20.9	0.6	0.0	0.1		全国	45.2	44.5	9.9	0.3	0.1

(%)

施策

- 家庭学習の習慣化への支援
 - ・ 予習・復習の学習習慣の定着
 - ・ 自ら見出した課題学習への取組
- 学習サポート事業の充実
 - ・ 個別最適化な学びの場の支援

(3) 親の学びの支援と推進

取組内容

<なぜ、今「親の学び」か？>

- 「核家族化」「人付き合いの希薄化」などに起因し、親としての「学び」の機会が減っています。
- インターネットや携帯電話・危険ドラッグ・・・等々 現代的な、新たな教育課題が多く出現しています。
- 家庭教育が、子どもの学力向上や豊かな心の育成・体力の向上などに、大きく影響しています。

令和2年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究～家庭教育支援に向けた保護者の意識に関する実態調査～」

Q 子育てについて悩みや不安がある時の主な相談相手（複数回答）

	平成20年	平成28年	令和2年
配偶者	80.1%	74.3%	76.6%
実父	7.2%	8.2%	10.3%
実母	41.3%	43.7%	52.1%
義父	1.7%	0.8%	1.6%
義母	7.0%	10.0%	11.0%
自分または配偶者の兄弟姉妹	13.4%	11.1%	15.6%
自分または配偶者の友人	13.9%	14.6%	14.2%
子育てをしている仲間	27.7%	25.5%	25.3%
近所の人	3.2%	2.7%	1.6%
保育園・幼稚園・学校の先生	9.3%	11.9%	8.1%
子育てサポーターなど子育て支援者	1.9%	3.1%	2.2%
子育てサークルやNPOなどの民間団体	0.9%	0.6%	0.5%
行政など公的機関	1.3%	2.9%	2.1%
インターネットの相談WEBサイト	5.6%	3.6%	2.9%
子供と話し合っ解決する	11.7%	12.1%	12.6%
その他	10.9%	2.6%	1.9%
相談相手がない	2.7%	2.4%	2.3%
誰に相談していいか分からない	1.1%	2.0%	0.9%
相談しない	4.8%	6.5%	5.1%
	H20 (n=1, 116)	H28 (n=1, 243)	R2 (n=2, 388)

子どもは親の背中を見ながら育ちます。長きにわたり子に接する親の学ぶ姿は、子どもの一生の学びに大きな影響を与えます。また、子育てについて悩み学ぼうとする親を、学校や地域が支援することは大切なことです。そのために、子育てに関する学習、親としての学習の機会及び情報の提供が必要です。教育ミニ集会や保護者会などの機会を活用しながら、適切な情報提供を行ってまいります。

また、近年、大きな課題として児童虐待が挙げられおり、児童相談所における児童虐待相談件数が増加傾向にあります。学校は虐待の早期発見・早期対応にあたる大切な立場にあります。子どもの命を守るためにも関係機関との連携を密に取ります。

小学生 (1・2・3年) の保護者の皆様へ

家庭教育リーフレット
あんなでこの朝日
千葉の教育

やってみよう!
親子でチェック

親でチェック

1 お互いのよいところを伝えあっている。 はい いいえ

2 親の仕事を知っている。 はい いいえ

3 子どもが興味を持っていることや、将来の夢を知っている。 はい いいえ

4 家族の一員として毎日のお手伝いがある。 はい いいえ

5 自分の仕事のよさや大変さについて、話したことがある。 はい いいえ

6 今の仕事を選んだときのエピソードについて、話したことがある。 はい いいえ

7 学校での学習と社会とのつながりについて、話したことがある。 はい いいえ

親子でチェック

1 子どもと家族で地域行事に参加している。 はい いいえ

2 親子で地域行事に参加し楽しんでいる。 はい いいえ

☆体験活動を通して、社会のルールやマナーを知るとともに、「命を尊重する心」「自然を大切にすること」が育まれます。

☆地域行事にかかわることで、たくましさや豊かな心とともに、社会性が育まれ、地域に愛着が生まれます。

お子さんではできていますか?

1 地域の方々(近所の方)においさつをしている。 はい いいえ

2 地域行事(ボランティア活動、スポーツ・文化活動等)に参加している。 はい いいえ

3 異年齢の子もたちと遊んでいる。 はい いいえ

4 自然や動植物を大切にしている。 はい いいえ

5 図書館・公民館・博物館・美術館・自然の家等を利用している。 はい いいえ

「親力アップいきいき子育て広場」の活用を!

聞いてみよう子どもの声、子育て豆知識、おすすめの本など

健やかな成長を願い、あなたかなサポートを!

小学校に入学し、少し「おにいさん」「おねえさん」になったお子様の姿は、保護者の皆様にとって大きな喜びであると思います。これから送る6年間の小学校生活、お子様が「学校って楽しいよ!」「勉強っておもしろいよ!」「たくさん友達できたよ!」と、毎日きらきら輝く笑顔で、元気に過ごせるよう、日々の生活習慣について親子で確かめ合ひましょう。

家庭教育リーフレット 千葉県教育委員会

親の学びを推進するために、次の内容を整備します。

- ① 「幼児教育」施策と連携し、入学前の保護者への啓発の機会を設けます。
- ② 親の相談窓口を明確にします。
- ③ 親や大人のコミュニケーション力向上などをテーマとした講演会を開催します。
- ④ 千葉県「親の学びのプログラム」などの積極的な情報提供を行います。

*幼児教育：満1才から小学校に上がるまでの子どもに行う教育。

文部科学省も、この時期に経験した事や学んだことが基礎になって、生涯、その人となりを表す「人格」が形成されていくことから、幼児教育の重要性を掲げている。

施 策 Ⅱ-2

学校・家庭・地域の連携強化を図ります

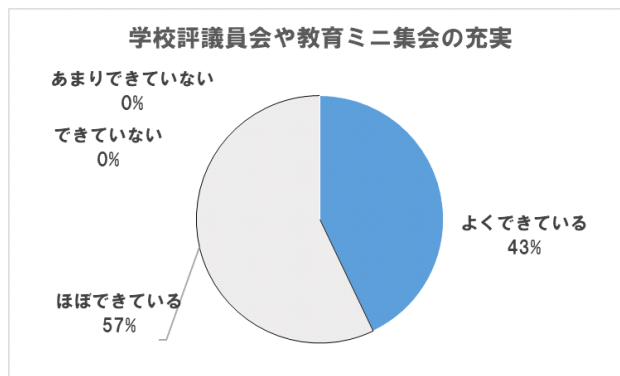
現状と課題

学習指導要領で示された社会の変化に対応できる心豊かな人間の育成を目指し「社会に開かれた教育課程」の実現のためにも家庭・地域・学校の連携を強化していく必要があります。学校が、家庭や地域と連携・協力して子どもたちの健やかな成長を図っていくため、社会に開かれた学校づくりを推進します。そして、保護者や地域住民等の意向を把握して学校運営に反映させて協力を得ます。さらに学校運営の状況等を周知するなど、各学校においてカリキュラムの説明責任を果たし、その上で多様な意見を聴取するために「学校評議員会」が設けられています。

また、地域住民の声を学校運営に生かす開かれた学校づくりや地域コミュニティの構築を目的として、学校職員と保護者や地域住民が学校・家庭・地域の様々な教育課題について、膝を交えて本音で語り合うことができるよう「教育ミニ集会」が開催されています。

「学校評議員会」や「教育ミニ集会」に際し、どの学校も今日的な教育課題を取り上げて積極的に取り組んでいます。さらに、その内容をホームページなどで保護者や地域に積極的に情報発信している学校も多くあります。情報発信することで地域との連携を深め、学校経営に生かしていくためにも積極的な取り組みを必要としているといえます。また、各学校の運営は、多くのボランティアに支えられています。特に、図書や環境整備などのボランティア活動が盛んに行われています。

今後さらに、地域支援コーディネーターを中心とした組織を整備していくことや、学習支援に向けたボランティア活動を計画していくことが課題となります。



鎌ヶ谷市教育振興基本計画評価より(令和2年11月実施)

(評価者 市内小中学校)

核家族化と女性の社会参画が進み、家族と一緒に過ごす時間が少なくなりました。また、現在では会話をしなくても生活が成り立つ社会が形成されています。このように子どもたちを取り巻く人間関係が希薄化しているからこそ、家庭や地域の教育力の向上が大変必要とされています。

これからは、学校だけでなく、家庭や地域と連携・協力して、それぞれが役割を担いながら子どもたちの教育に取り組んでいく必要があります。

また、学校・家庭・地域が連携することによって情報を共有化し、子どもたちのより良い教育支援・健全育成に取り組んでいけると考えます。

(1) 学校評議員会や教育ミニ集会の充実

取組内容

学校評議員制度は、校長の推薦に基づいて教育委員会が委嘱した4～5名の委員が、校長の求めに応じて、学校運営に関しての意見を述べる仕組みです。この制度は地域のニーズや教育力を学校経営に取り込み、生かしていくものです。年3回程度の実施を目指します。また、ご意見・ご協力を参考に「働き方改革」についても進めてまいります。

教育ミニ集会は地域コミュニティづくりを進め、学校・家庭・地域が一体となった「人づくり」を進めるための方策であり、特定の人物からではなく、幅広い参加者から学校運営への声や期待を聞くことができる仕組みです。教育ミニ集会では、学校運営に関する内容以外にも家庭や地域の教育課題をテーマに参加者が自由に意見交換をし、また、学校から情報を発信することもできます。家庭・地域・学校が連携していくためには、これら学校評議員会や教育ミニ集會をさらに充実させていく必要があります。市内では、講演会形式や座談会形式など、各学校ごとに工夫を凝らした教育ミニ集會が行われています。今後、小・中学校それぞれの集會に教師が参加することで、地域や保護者の願いをより知ることができます。また、互いの取り組みについて理解を深め、小・中学校の連携を一層深めることができると考えます。そのためにも保護者会、学校評議員会や教育ミニ集會などの有効な運営の仕方を支援します。また、意見として出されたり話し合われたりした内容や改善策を、積極的に情報発信していきます。

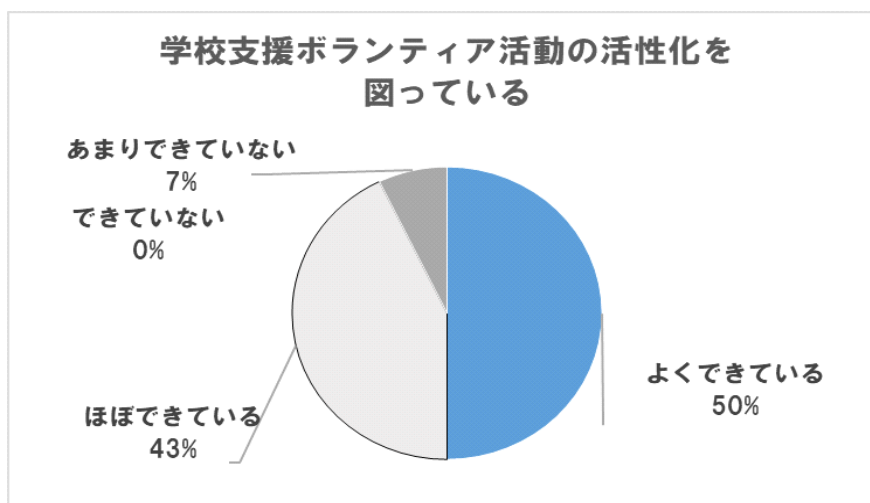
施策

- 学校評議員制度の充実、特に「働き方改革」の推進
 - ・ 実施回数の向上・充実
 - ・ 地域の声を反映した経営方針の確立
- 教育ミニ集會
 - ・ 開催方法の工夫及び参加者の増員

(2) 学校支援ボランティア活動の活性化

取組内容

市内小中学校では交通安全・学校環境美化・学校図書館整備等について、多くの方がボランティアとして登録され、積極的なボランティア活動が行われています。様々なボランティア活動により、子どもたちの安全が確保されたり、学習環境整備が進んだりしています。この学校支援ボランティア活動をさらに活性化するために、地域支援コーディネーターを中心とした人材バンクの整備や保険等の充実を図ります。また、家庭の経済的な理由による教育機会の格差が問題になってきている現在、放課後の学習支援についての取り組みが求められています。教師による補習は勿論ですが、退職教員や教職を目指す学生などによる指導も効果があると考えられます。ボランティア活動を学習支援などに広げていくために大学生や高校生によるボランティア等の活用を図っています。



(%)

<鎌ヶ谷市教育振興基本計画評価より(令和2年11月実施)> (評価者 市内小中学校)

施策

- 地域人材の有効活用
 - ・ 地域支援コーディネーターとの連携
 - ・ 学校支援ボランティアの登録者数の増員

(3) 子どもたちの成長を支える地域行事の充実

取組内容

子どもたちが地元で愛着と誇りを持つために、地域の活動や文化や文化財に触れることが大切です。地域の伝統や文化、そして文化財を子どもたちが学ぶことは、地域を大切にすることにもつながり、地域の子どもの成長を支えることにもつながっていきます。

本市には、国の史跡に指定された下総小金中野牧跡や市の指定文化財の鎌ヶ谷大仏、国登録有形文化財の建造物、その他未指定のものも含め、市内の特徴を表す文化財が多く点在しています。また、伝統芸能である「おしゃらく踊り」や地域の行事など、人から人へと伝わってきた文化も根付いていることからそれらを大切に、継承して守っていく心を育てることが必要です。

地域活動を一層推進するために、学校と各校区の自治会や施設とのつながりを支援するとともに、地域を支える人材（ボランティアや指導者）を発掘し、育成に取り組みます。

また、小中学生を対象とした研修会（JRCリーダー研修、元気っ子ゼミナール等）を通し、地域に貢献できるリーダーを育成していきます。



とっこめくん・のまっきー

国史跡下総小金中野牧跡マスコットキャラクター

国史跡下総小金中野牧跡は、江戸幕府の馬を飼育していたところだったんだよ。牧の周辺に住む村人たちが、馬のお世話をしていたんだ。村人のリーダーを牧士（もくし）といって、牧に関するお仕事の時だけは、武士の身分を与えられたの。僕のおじいちゃんとお父さんは、牧士なんだ。僕はまだ見習い。牧士の卵なんだ

* JRC：Junior Red Cross 青少年赤十字

* 元気っ子ゼミナール：鎌ヶ谷市教育委員会の青少年育成事業

施 策 Ⅱ－3

学校教育の充実を図ります

現状と課題

各学校とも、毎年学校評価を実施しその結果を真摯に受け止め学校経営に生かすようにしています。学校教育においても、常にPDCAサイクルを意識し、学校運営の改善を進めていくことが大切です。

「教育は人である」とも言われます。言うまでもなく、直接教育に携わる教員の資質の向上はいつの時代でも欠かせません。本市においては20代と30代の教員が6割を超えている状況となっています。若手教員の活力を生かすとともに、専門性・指導力の向上のために、全ての学校において校内研修の充実を図っています。そういう意味からもOJTは最も大切な研修であるといえます。ただ、広い視野で教育に当たることができるようになるためや、教師としての専門性をより高めるために、文部科学省や千葉県教育委員会が主催する研修会に進んで参加することが必要です。また、先進校の研究に触れることも大切です。本教育委員会としても、各学校の研修の支援を行うとともに、市独自の研修の企画運営を通して、教職員全体のレベルアップを図ってまいります。

学校からの情報の「発信」という点では、学校だよりやホームページを活性化し、さらに家庭や地域からの情報の受信に努めていきます。

子どもたちの成長を育むためには、学校教育の充実が重要です。そのためには、教師の指導力・授業力の向上に加え、学校全体の教育力の向上が大切となります。教師一人一人が実践的な指導ができるよう、毎年「鎌ヶ谷市学校教育指導の指針」を作成し、日々の指導を推進していきます。これは、本市の教育のもととなり、どの教員もいつも意識すべきものであると認識しています。

また、若年層だけにとどまらず、キャリアに応じた研修や職務・職能に応じた本市独自の研修会を企画し、教師の指導力向上に努めていきます。

*PDCA：Plan-Do-Check-Actionの略 生産技術における品質管理などの継続的改善手法

*OJT：On the Job Trainingの略 仕事遂行中訓練ともいわれ、実際の仕事をしながらそのスキルを高めていくこと。

(1) 学校評価の推進と学校運営の改善

取組内容

学校評価は、子どもたちがより良い教育活動を享受できるように、学校が学校としての目標や取り組み等の達成状況を明らかにして、その結果をもとにPDCAサイクルに基づき継続的に学校運営の改善を図るために行うものです。保護者の方々や地域の方々から学校に寄せられる期待に応え、より信頼される学校づくりを進めていくためには、学校評価を適切に実施し、教育の質の向上やその改善点等を公表することが必要となります。学校評価の実施を通して学校に関わる多くの人と情報のやりとりがなされ、連携を図ることにより、開かれた学校・教育課程が実現されます。

学校評価の種類と内容

	内容	法令上の位置づけ	
自己評価	各学校の教職員が行う評価	○実施の義務 ○評価結果の設置者への報告の義務	保護者や地域への公表の義務
学校関係者評価	自己評価を踏まえ、保護者、学校評議員、地域住民等が行う評価	○実施の努力義務 ○（実施した場合）評価結果の設置者への報告の義務	保護者や地域への公表の努力義務
第三者評価	学校運営に関する外部の専門家による評価	/	

施策

- 学校評価の充実
 - ・ 年間の実施回数の向上と学校経営の改善・充実

(2) 教職員の資質・指導力の向上

取組内容

学校全体の教育力向上のためには、その担い手たる教職員の資質向上が欠かせません。専門性と社会性を兼ね備えた、豊かな人間性を持つ教職員を育成することが大切です。

ベテラン教員の大量退職、若手教員が増える中で「学び合い、高め合う授業」の実現のために指導力向上を目指した研修会が不可欠です。実態に即して、すぐに活用できるような研修会を開催します。

本市では、教職員の資質向上のために働き方改革を意識しながら、次のことを充実させていきます。特に国のGIGAスクール構想の推進により、1人1台端末や大型提示装置が導入されました。教職員が効果的にICT機器を活用できるように校内においても研修の機会を設定します。

また、本市では小学4・5年生（国語、算数）、中学2年生（国語、数学、外国語、理科、社会）を対象に学力調査を行っています。児童生徒の学力をよりの確に測り、今後の本市の教育を考えるため、結果については学力向上推進委員会で考察を行いました。結果から個人の成果や課題が明らかとなり、個別の時間の確保や習熟度別に分けて課題を設定する、グループ学習を増やし、子どもたち同士の学び合う学習環境作りを行うなど授業改善へとつなげてきました。今後も客観性のある学力調査を継続して、教職員の指導改善に努めてまいります。

施策

- 全ての学校に対し、鎌ヶ谷市教育委員会指導訪問を実施
- 教務主任や生徒指導主任をはじめ、各分掌に応じた研修の充実
- ICT・外国語・理科・特別支援・道徳等での研修の充実
- 研究指定校の設置
- 希望研修（オンライン含む）の創設及び参加の増員
- 教育論文の個人の部参加希望者の増員

(3) 学校に関する情報の発信と受信

取組内容

子ども、家庭、地域からの信頼を高め、開かれた学校づくりを推進するためには、学校からの情報の発信が欠かせません。また、家庭・地域からの情報の受信も大切です。

<情報提供の必要性和期待される効果>

学校評価の結果はもとより、学校に関する基礎的情報を含む必要な情報がわかりやすく示されることが求められます。学校全体の状況が把握できるような情報が提供されていることが、保護者等が的確な学校関係者評価を行うなど学校の諸活動に参画していく上で重要です。

併せて、学校の立場から見たときに、学校の情報の提供は自らの良さや努力、また取り組みたいと考えている事柄を外に向かってアピールし、あるいは抱えている課題を率直に広く示すことにより、保護者や地域住民等の理解や支援を得ることができる絶好の機会となります。

各学校は、その様々な取り組みや努力点など学校に関する情報を、随時、授業参観など学校公開を実施したり、ホームページや学校だより、学年だより、学級だより等を通じて、保護者や地域に対して日常的かつ積極的に提供したりするようにします。さらに、授業等への外部人材の活用や学校支援ボランティアの取り組みなど、学校と家庭、地域が一体となった取り組みを進めることにより、人の交流を通じた情報の提供、共有が促されるようになります。このように日頃から学校を開かれたものとするための努力が、広く家庭、地域からの理解、共感や協力を得るきっかけになることが期待されます。

情報提供に当たっては、子どもや保護者、地域住民など、想定している対象に合わせてその内容や方法を工夫するようにします。

各学校は、子どもたちや保護者、地域住民に対する調査などを通じて、保護者や地域住民が求める情報の内容を把握し、それに応じた情報を提供することが望まれています。

各学校は、学校運営に関する情報や資料を日常的・組織的に収集・整理し、学校評価や保護者等に対する情報提供等に積極的に活用することが重要です。学校運営に関する情報の体系的な整理と活用は、それ自体が組織的な学校運営や業務の効率化等に資することになります。

＜ホームページを活用した情報提供＞

情報提供は、広く一般市民が必要な情報を得られるようにすることが重要であり、その際、特に学校のホームページは誰もが比較的容易にアクセスできることから、その学校への転校を検討している保護者など、幅広い人々に対して情報を提供することが可能となります。また、大量の情報を一度に提供できることから、人々の多様な関心に対応することができるといった特徴があります。

本市内の小中学校14校は、全ての学校でホームページを作成しています。外部への公表に当たっては、個人情報に配慮し、掲載する情報が古くならないよう適宜ホームページの更新を行い、最新の情報を提供するようにしています。

＜情報提供に当たっての留意事項＞

学校評価の結果の報告書や学校運営に関する情報を公表・提供する際には、子どもたちの個人情報の保護に留意しなければなりません。

学校で問題が起きた場合、正確な情報提供がなされない中で、風評によって学校が信頼を失う恐れもあることから、このような場合には、学校の状況についての正確な情報提供を行うことによって、保護者や地域住民の信頼を得ることが期待されます。

帰宅時刻、通学路等に関する詳細な情報の提供については、子どもたちの安全を確保するため、方法、内容及び提供範囲に注意を払うことが必要です。大地震や台風等の自然災害の発生などで、子どもたちを安全に保護者に引き渡すことが必要になったときなどに備え、様々な場面を想定し情報発信の訓練をしていく事も必要になってきます。

基本的な方向 Ⅲ

鎌ヶ谷市の教育の姿

目 標

質の高い教育環境の整備を図り、地域の期待に応える教育を推進します。

学校の教育環境においては、子どもたちが生き生きと学習や生活を行うことのできる安全で豊かな施設を確保し、教育内容・方法の多様化へ対応するための施設機能を備えることが必要です。このため、本市では後期基本計画第3次実施計画に沿って、小学校、中学校などの学校種別ごとに、校舎の耐震化やエアコンの設置などの整備を進めてきました。

高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備や、健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保、地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備を進めています。

学校施設の整備については、学習内容や方法、社会状況の変化などに対応するため継続的に計画の見直しを行っています。これまで、学校施設の防犯対策や耐震化の推進などに対応するためや、特別支援教育を推進するため、さらに、事故防止対策を推進するための整備を進めてきました。整備に当たっては、平成22年1月に文部科学省が取りまとめた、学習指導要領の改訂等の趣旨を踏まえ、質の高い教育を実現するために参考になると思われる施設づくりのアイデアを集めた「新たな学校施設づくりのアイデア集」も参考としています。

今後も、トイレの洋式化などを積極的に進め、学校施設利用者の満足度を高めていくことが必要です。

また、施設面のみならず、様々な観点で安全・安心につながるソフト面の整備や特別支援教育、生徒指導上の支援、帰国子女など必要な個のニーズを把握し、情報活用能力、キャリア教育等、個に最適化された学習環境を整え、地域の期待に応える学校教育環境の整備を進めることが大切であると考えています。

施 策 Ⅲ－Ⅰ

安全かつ快適な学習環境を整備します

現状と課題

学校施設におきましては、平成30年度に策定しました学校施設長寿命化計画に基づき、計画的な改修を実施し校舎・体育館などの長寿命化を図ります。また、今後のさらなるICT整備などの多様な教育環境への整備、防犯カメラなどの安全対策の整備、バリアフリーや防災機能を強化した整備、照明のLED化などのエネルギー消費量を減らす環境に配慮した整備、再生エネルギーを活用し環境負荷を軽減していく対応も視野に入れての整備を進めていくことが大切であると考えています。

子どもたちのまわりで起こり得る事故として最も多く発生し、かつ重大な事故につながるものとして交通事故が考えられます。その中でも、飛び出しによる事故が多く、減る傾向が見られません。子どもたちに、身のまわりに潜む危険について考えることができる力を付けていく必要があります。

平成23年10月に滋賀県大津市で起きたいじめ自殺事件を機に、いじめ防止対策推進法が制定されました。本市の学校でも、学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめの早期発見・早期対応、何よりも未然防止に取り組んでいます。日々の授業においても、生徒指導の機能を生かしたわかる授業を展開することを心がけることが大切だといえます。

「こども110番の家表示板」



「こども110番の家」は、子どもが事件・事故に遭った、または遭いそうになったときや助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、家庭、関係機関などへ連絡するなどして、子どもの安全を見守る地域の輪です。

(1) 施設の安全・安心、防犯体制の整備の推進

取組内容

施設の安全・安心について

施設営繕につきましては、これまでに、校舎・体育館の耐震化、教室への空調設備の整備を完了し、現在はトイレの床の乾式化及び便器の洋式化等を中心に施設の改修を行っています。今後もトイレ改修を積極的に進めつつ、学校運営に必要な各種の設備機器につきましても、継続的な維持・管理を行い、計画的な更新、修繕を実施していきます。また、学習に必要な備品につきましても、学習形態や内容に対応し、計画的な整備を行い、これらに加えて、学校における安全管理についても、法令や国の動向に注視し、安全確保に努めるとともに、点検等について継続的に取り組みます。

施策

○ トイレ整備進捗率の向上

防犯体制の整備について

登校時を含め、子どもたちが学ぶ場が安全であることが何よりも大切です。登下校時の安全や帰宅後の交通安全・不審者対応などでは、地域全体で子どもを守ることが重要です。家庭・地域・学校および関係機関の協力のもと、交通安全指導・防犯体制を整備します。具体的には、青色パトロールカーの巡回の強化、交通安全教室・自転車講習会の開催、さらには、地域の方々によるネットワーク会議の実施に取り組みます。「児童生徒安全パトロール」については、パトロール箇所を増やし、多くの子どもの安全を確保する体制を構築していきます。

施策

○ 子ども110番の家登録件数の向上

(2) 潜在危険の予知・危機回避能力の育成

取組内容

普段から子どもたちの身のまわりには、様々な危険が潜んでいます。登下校時における交通事故や授業中の事故、不審者への対応など、子どもの安全・安心を脅かすことが多くなっている昨今、それらに関わる問題の解決が急がれています。自らの安全を守るためには、公助・共助を期待するばかりではなく、自助能力を高めること、さらには潜在危険を予知しそれを避けることができる、子どもたちの危機回避能力を育成していくことが重要です。そこで家庭・地域・学校および関係機関による見守りとともに、子どもたち自身が潜在危険を予知し、危機を回避する能力の育成に取り組みます。

また、特別活動の時間等を活用して、小学校での交通安全教室や防犯教室・中学校でのスケアード・ストレイト自転車安全教室、防犯標語の作成等を実施し、子どもの交通安全や防犯に対する意識の向上を図ります。

また、避難訓練では、様々な想定の下に実施する火災や地震における避難訓練はもとより、引き渡し訓練や不審者に対する防犯訓練等も実施していきます。

施策

- 青色パトロールカーの巡回回数の向上

*スケアード・ストレイト

自転車安全教室 プロのスタントマンが交通事故を再現することによって、交通ルール遵守意識の大切さを学ばせるもの



スケアード・ストレイト自転車安全教室の様子

(3) いじめ、暴力行為への対応

取組内容

平成23年の滋賀県大津市の中学2年生いじめ自殺事件以降、対策が強化されており、平成25年には「いじめ防止対策推進法」が制定され、全国的にいじめ防止への取り組みが積極的に行われています。それにもかかわらず、いじめを原因とする問題は増加の傾向にあります。

社会的課題となっている「いじめ」や「暴力行為」にかかわる問題については、普段からの子どもと子ども、子どもと教師の人間関係づくりや、規範意識の育成などを通して、未然防止を第一に考えるとともに、早期発見・早期対応に努めます。万が一発生してしまった場合には、学校・家庭・地域および関係機関とが連携し、早期解決に向けて取り組みます。

いじめや暴力行為の防止等に対する具体策として、次のことを積極的に推進していきます。

施策

- 未然防止・早期発見・早期対応
 - ・「学校いじめ防止基本方針」の充実と実行
 - ・調査実施回数等の充実
 - ・発達段階に応じた児童生徒理解の促進のための教職員研修の実施
 - ・教職員と子ども、子ども同士の信頼関係づくり
 - ・職員間・小中学校間での情報の共有化
 - ・家庭・地域・関係機関と連携
 - ・教育相談週間を設定及び適切なタイミングでの教育相談の実施
- 生徒指導の機能を生かしたわかる授業の展開
 - ・市教育委員会指導訪問及び生徒指導主任の資質向上
- ネットトラブル防止対策の充実

いじめ防止対策のポイント

<①いじめの未然防止>

- 様々な教育活動を通して、教職員は自らの言動が子どもたちに大きな影響を与えることを十分に認識し「いじめは絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成していく
- 子どもたち自身がいじめの問題について学び、主体的に考え、自らいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する
- いじめに向かわない態度・能力を育成し、自己有用感や自己肯定感を育む
- いじめのない学校づくりに積極的に関わろうという意欲、研ぎ澄まされた人権感覚、卓越した指導力を持った教員の育成に努める
- インターネット・リテラシーや情報モラルを身につけるための取り組みを推進する

<②いじめの早期発見>

- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施とともに、日頃から子どもたちとの信頼関係の構築に努め、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる
- 家庭と連携して子どもたちを見守り、あらゆる場面を通していじめを積極的に認知する
- 教師がいじめの事例を共有し、早期に発見できる目を養う

<③いじめへの対処>

- いじめを発見・通報を受けたら、どんな場合も軽視せず、速やかに事実の確認を行い、情報を共有して、組織的に対応する
- 被害を受けた子どもたちを守り通すとともに、加害者となった子どもたちに対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で、人格の成長に主眼を置いた指導を行う
- 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関と連携しながら、適切に対応に当たる

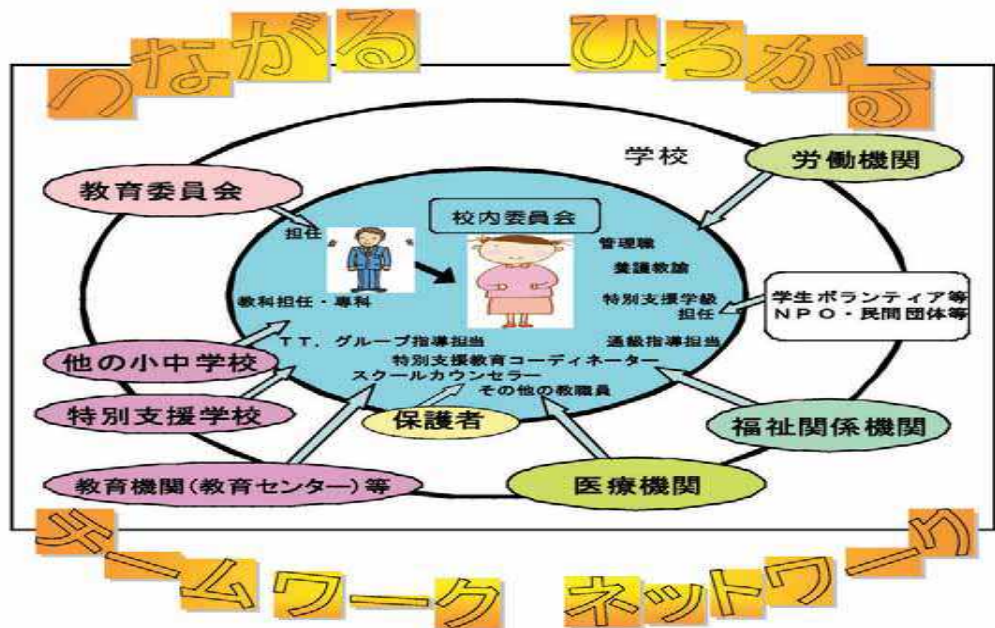
施策Ⅲ-2

個々のニーズに応じた支援を行います

現状と課題

特別な支援を必要としている子どもたちに対して、早い時期から必要な支援を見極め、発達段階に応じた効果的な支援を行うことは、その後の自立や社会参加に大きく効果があり大切です。また、早期からの教育相談・支援、就学相談、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体を一貫した「教育支援」と捉え直し、個々のニーズに合った適切な支援が実施できる「教育プログラム」の作成と活用が必要です。

集団の中でコミュニケーションを図ることや、集中して話を聞くことなど、子どもによって得意不得意の度合いは様々です。読み書きや計算など、学習活動や一人一人の子どもが直面している課題についても、個々の特性や他の要因及び状況に応じた適切な対応が必要です。時には、学校あるいは家族が単独で解決できない、複雑な背景や要因もあります。家庭や学校のみで対応するのではなく、青少年センターや警察、医療や福祉機関等の外部機関との適切な連携がネットワークの形成を促進することになります。



千葉県教育委員会作成特別支援教育イメージ図

(1) 共生社会に向けた特別支援教育の推進

取組内容

特別支援教育は、学校・家庭・地域及び関係機関が協力しながら、個に応じた適切な支援を進めることが必要です。特別な支援を必要とする子どもにとっての必要な支援は、他の子どもにとってもあれば便利な支援であるという考え方のもと、授業のユニバーサルデザイン化を目指し、教職員の理解を深める研修を進めて定着を図ります。特別な支援を必要とする子どもが適切な支援を受けることができるよう、特別支援教育コーディネーターを中心として、合理的配慮を念頭に個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成と活用を進め、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を充実させるとともに校内支援体制の整備を行います。

本市では、平成30年度に鎌ヶ谷中学校の通級指導教室「アーチルーム」の設置及び令和3年度に東部小学校のきこえの通級指導教室を設置し、支援体制を整えてきました。通常学級に在籍している子どものなかで特別な支援を必要とする子どもの人数を調査しています。その結果、平成24年度は6.1%でしたが、令和2年度には8.8%となっています。教育的ニーズの高まりに、きめ細かく対応するための支援体制整備に力を入れ、特別支援教育推進指導教員（ほほえみ先生）を市内全校に配置しています。今後、各校の状況を踏まえ、必要に応じて複数配置を検討します。

子どもたちが共に成長しあう学級では、配慮の必要な子どもには個別にその子が持つ特性に応じて支援をしながら、学級全体にも互いの良さを認め合い、集団として高め合うことの価値や尊さについて指導していくことが大切です。また、障がいのあるなしに関わらず、全ての子どもたちがともに学び、ともに支えあう共生社会の実現を見据え学校生活のあらゆる機会を捉え、様々な人との関わりを持つことによる交流教育のさらなる充実を図ります。

*教育上の合理的配慮・・・障がいのある子どもが他の子どもと平等に教育を受ける権利。均衡を失した

過度な負担にならないもの

「交流及び共同学習」とは、障がいのある児童生徒が、障がいのない児童生徒や地域の人たちと一緒に学ぶことで、障がいに対しての正しい理解と認識を広め、将来へ社会の一員として主体的な生活を営むことができるようにしていくためのものです。

「交流及び共同学習」は、文部科学省が進めるインクルーシブ教育システム構築の中で大変重要な位置を占めており、共生社会の実現に向けて、特別支援教育の重要な施策となっています。

施 策

- 特別支援学級担当者の専門性の向上
 - ・ 特別支援学級担当者研修会の開催
 - ・ 特別支援学校地域支援と県のアドバイザー派遣の活用と連携
- 通常学級担任への発達障がい研修の開催
 - ・ こどもの障がい特性と具体的な支援方法の支援
- 「きこえの教室」の新設
 - ・ きこえに困難さがある児童生徒の専門的な指導の充実
- 通常学級における教育的支援
 - ・ きめ細やかな支援に向けた特別支援教育推進指導教員（ほほえみ先生）の増員

交流及び共同学習の実践例

〈例1〉 特別支援学級の児童と通常学級の校内交流「理科の実験への参加」

	特別支援学級の児童（Aさん）	通常学級の児童
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○「不思議だな」と思ったことを、友達と一緒に実験をすることができきる。 ○大きな集団の中で活動することに慣れ、見通しをもって活動できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自然の事物・現象についての理解を図り、科学的な見方や考え方を養う。 ○Aさんと協力して活動し、正しい理解と認識を深めることができる。
支援の手立て	<ul style="list-style-type: none"> ・実験グループをAさんが仲良くしているメンバーで構成した。 ・実験の手順を写真や図などで視覚的に示した。 ・説明をする際は、絵や図を活用し、簡潔な言葉で行った。 	

〈例2〉 特別支援学校の児童と小学校の居住地校交流「体育の学習への参加」

	特別支援学校の児童（Bさん）	小学校の児童
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○住んでいる地域に、たくさんの友達がいることを知り、人々との関わりを経験する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○Bさんとの活動に取り組み、同じ地域で暮らす友達としての理解や認識を深める。
支援の手立て	<ul style="list-style-type: none"> ・交流は定期的に行い、同学年との活動場面を設けた。 ・Bさんが取り組んでいる準備体操を、当日の活動に取り入れた。 ・ゲーム形式の活動を取り入れ、楽しんで参加できるようにした。 	

「ほほえみ先生」の通級による自立活動の指導を推進していきます。自立活動とは、学習指導要領には「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う」と示されています。これは、児童生徒が、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとする態度を養い、障がいによって生ずるつまりきや困難を軽減しようとしたり、障がいがあることを受容したりすることを通して、全人的な発達を促進することを意図しています。

具体的な自立活動の内容については学習指導要領に6区分27項目で示され、児童生徒の個々の障がいの状態や発達段階に応じた課題、障がいの重度・重複化、多様化に対応していきます。これらの内容は個々の児童生徒が必要とする項目を選定して指導します。

6区分

- ・健康の保持・・・・・・・・生活のリズムや生活習慣の形成、病気の状態の理解、健康状態の維持・改善等
- ・心理的な安定・・・・・・・・情緒の安定、状況の理解と変化への対応、学習・生活上の困難を改善・克服等
- ・人間関係の形成・・・・・・・・他者との関わり、他者の意図や感情の理解、自己の理解、集団参加等
- ・環境の把握・・・・・・・・感覚や認知の特性理解、感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握等
- ・身体の動き・・・・・・・・姿勢と運動・動作の基本的技能、日常生活に必要な基本動作、身体の運動能力等
- ・コミュニケーション・・・・・・・・コミュニケーションの基本的能力、言語の受容と表出、コミュニケーション手段等

特別支援学級では、自立活動の時間だけでなく、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動など、学校教育のあらゆる機会を通じて指導を行います。

さらに本市教育委員会学校教育課指導室には2名の心理発達相談員を配置し、様々な特性を持つ子どもたち一人一人の実態を把握し、適切な支援計画の作成や保護者、学校の適切な対応について助言し、子どもたちの成長の一助になるように努めています。

また、本市では特別支援学級及び必要と認められた個人に対して、介助員を採用しています。2人1組の交代制としており、常に支援を行える体制を整えています。

*インクルーシブ教育 共生社会を目指し障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み

(2) 不登校の子どもたちへ支援の拡充

取組内容

全国で、学校に登校できないでいる子どもたちが年々増加しているという実態があります。令和元年度の本市の不登校者数は小学校で43人、中学校で59人です。不登校の未然防止、初期対応、早期解決に向けて以下のことを取り組みます。

施策

- 不登校の未然防止
 - ・ 個に応じた学習指導の充実
 - ・ 子どもたちが悩みを気軽に相談しやすいように担任、スクールカウンセラー、養護教諭等の教育相談活動の充実
 - ・ 不登校対応の研修実施
- 不登校の初期対応
 - ・ 教室に入りづらくなった子どもたちが学校で指導を受け、将来的な自立に向けて取り組めるよう校内不登校支援教室の充実（中学校）
- ふれあい談話室（適応指導教室）の充実
 - ・ 少人数で多様な教育、電話相談や来室相談を通じて、子どもや保護者の気持ちにより添った学習指導、助言
 - ・ 家庭訪問相談員が学校と連携し、訪問を通じた支援
- 早期解決に向けた関係機関との連携
 - ・ 家庭、こどもの相談部門、青少年センター、警察、医療機関、フリースクールとの連携
- 家庭訪問相談員の配置数の充実

(3) 就学相談及び教育支援体制の充実

取組内容

楽しい学校生活を送るために、子どもや保護者の入学に対する不安を早期に解決することは大事なことです。また、入学後についてもその時々に応じた支援を続けていくことが必要不可欠です。

本市の教育支援委員会では、一時的な就学指導だけでなく、入学後の学校生活における適切且つ継続的な教育支援について重視し、相談体制の充実を図り、適切な支援を重ねていく機会とします。また、継続的な特別支援学校との連携は、教職員の指導に生かされていきます。

入学前のお子さんの発達に関して不安を抱える保護者に対し、こども発達センターと連携して説明会を実施したり、入学前に行われる就学時健診などにおいて、特別な支援に関するパンフレットを配布したりするなど、様々な機会を捉えて家庭・地域に情報を発信してまいります。

早期からの教育相談および発達相談の機会の充実を図り、保護者と関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めて、その後の円滑な支援につなげていきます。

さらに、子どもたち一人一人のより良い成長を目指して、市の関連部局と適宜連携を図るとともに、特別支援学校の地域支援を活用し、保護者の不安解消に向け取り組みます。

*教育支援委員会・・・特別支援学校職員、医師、福祉関係者等各専門家で構成されている。

施策

- 心理発達相談員による巡回相談と心理検査、教育相談の充実
 - ・計画巡回相談及び要請巡回相談実施による多様な学びの場の提供
- 教育支援委員会の充実

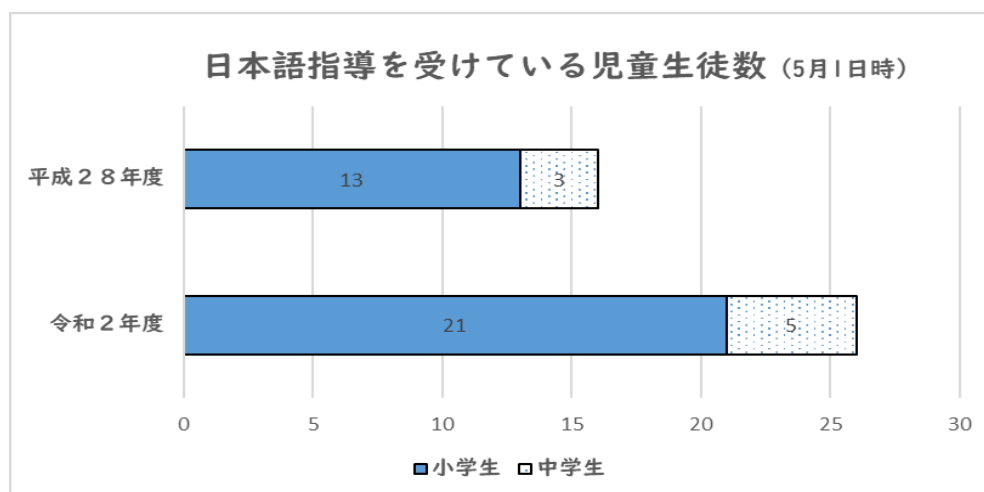
施 策 Ⅲ－３

地域の期待に応える教育を進めます

現状と課題

子どもたちが変化の激しい社会に順応し、たくましく生きていくために、様々な課題を克服していく必要があります。

特に情報活用能力を高める教育環境の充実、自己実現に向けたキャリア教育の推進、帰国子女・外国籍の子どもたちへの支援の充実等が、社会の要請としてあげられています。



鎌ヶ谷市教育委員会の調査より（人数）

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、新しい生活様式に対応することになり、テレワークやオンライン会議等のICT社会への加速と国際情勢の変化が顕著となりました。

特に情報教育については、令和2年度から複数年のロードマップにより児童生徒1人1台の端末の活用を目指していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、その計画は前倒しとなり急遽、令和2年度中にその環境を整えることとなりました。

このような社会の変化に応じて、教職員の情報活用能力についても早急に高める必要が生じました。そして、新たな授業形態を模索していくことになります。

(1) 情報活用能力を高める教育環境の充実

取組内容

小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から新しい学習指導要領が施行され、「情報活用能力」を「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けています。それに対応すべく国は平成30年度に「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」を制定しており、本市においても本計画の基準に基づくICT環境の整備を目指しておりました。ところが、令和元年12月、国は全国一律のICT環境の整備を目的とした「児童生徒1人1台端末の整備」及び1人1台端末整備のための「高速大容量通信ネットワーク整備」、いわゆる「GIGAスクール構想」を示しました。この背景には、将来、あらゆる場所でICTの活用が日常となる新たな時代「Society 5.0」の到来と、その新たな時代につながる教育の転換が必要不可欠だということを意味しています。

国の要請を受け、本市におきましても予測困難だと言われるこの時代を切り拓くことのできる児童生徒を育成するために、令和2年度にICT環境の大規模な整備を行いました。

*Society5.0 日本が提唱する未来社会のコンセプト。

科学技術基本計画の第5期でキャッチフレーズとして登場した。

*GIGA global and innovation gateway for all

本市におけるICT環境整備の状況

	GIGAスクール整備前	GIGAスクール整備後
学習用端末	約6人に1台	1人1台
大型提示装置	各学年に1台程度	全教室整備
実物投影機	各学年に1台程度	全教室整備
ICT支援員	市内1名程度	各学校週1回配置
無線LAN環境	普通教室整備	特別教室・全教室に整備

今後は児童生徒自身がICTを「文房具」として自由な発想で活用できる授業をデザインすることが重要となります。これまでの培ってきた教育実践とICTとのベストミックスを図っていきます。また、教員・児童生徒の力を最大限に引き出すことができるよう、端末の持ち帰りによる家庭学習やBYOD等も視野に入れた、ICTの活用推進に努めます。

*BYOD 個人用端末利用 (Bring Your Own Device) の略

<個別最適化された学びの実現に向けて>

G I G Aスクール構想では、1人1台の端末や高速大容量の通信ネットワーク、デジタル教科書などのコンテンツを用いて、一人ひとりの理解状況や能力・適正に合わせた個別最適化された学びを行うことで、発達障がいを持つ子どもや日本語指導が必要な子ども、特異な才能を持つ子どもなど多様な子どもたちが誰一人取り残されることがないようにすることを目的としています。

今後は 学習履歴などの教育ビッグデータを活用し、学びのポートフォリオとして電子化・蓄積すれば、教員が児童生徒一人ひとりの理解状況や能力、適正を把握することができるだけでなく、児童生徒自身が自らのデータを活用したり、学力の定着を促したりするといったことも期待できます。

さらに、A Iによって個別の学習の定着度を分析すれば、児童生徒一人ひとりに合わせた教材の提供も可能になり、より個別最適化された学びの実現が可能です。

<教員の情報活用能力の向上>

I C T機器や児童生徒一人ひとりに合わせた学習環境を整えても、教員の指導力が伴わなければ、個別最適化された学びの実現には到達できません。本市はI C T支援員を週に1回配置し、授業支援や教員向けの研修を行い、I C T機器の活用マニュアルを作成することで、教員の情報活用能力も高めていきます。また、研究推進校の指定や活用に関する推進委員会を組織することで市全体で実践例を共有し、児童生徒の学力向上につなげていきます。

<非常時の活用と働き方改革>

災害や感染症の発生等による学校の臨時休校等の緊急時においてもI C Tの活用により児童生徒の学びを保障することが大切です。学習用端末の持ち帰りのルールの作成やセキュリティ対策を講じることで、インターネットを活用した、学びの環境作りを目指してまいります。あわせて、教職員のリモート会議やテレワークへの対応も順次進めていきます。

施 策

- 各児童生徒用端末の1日あたりの使用率の向上と活用法の充実
- 1人1台端末の効果的活用による個別最適化学習の推進
 - ・ G I G Aスクールの構想の実現に向けた環境整備
 - ・ I C T支援員の配置
 - ・ 活用推進のための研修会の実施ならびに委員会の設置

(2) 自己実現に向けたキャリア教育の推進

取組内容

毎日を懸命に生きる子どもたちの育成には、児童生徒一人一人の個性を伸ばし、夢や希望を持たせることを大切にしています。

平成23年1月に出された中央教育審議会の答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」では、キャリア教育を「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」と定義づけ、その目的を「社会に参画し、自立した社会人・職業人としての自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育成すること」としています。

以来、キャリア教育の重要性は広く認識され、職場体験や進路指導を行っています。そのため、係活動や教科学習での地域の見学・校外学習や遠足・様々な学校行事などにおいて、キャリア教育の視点を持って進めることが大切だといえます。これまで進めてきた、小学校における保護者の職場見学や中学校における職場体験を継続しつつ、生き方教育としてのキャリア教育を様々な教育活動を通して推進していきます。

また、地元の商工会や商店会・企業の協力を得て、活動の場を広げる取り組みを引き続いて行うとともに、キャリア教育を発達段階に応じて進め、社会人・職業人として自立できるよう、望ましい勤労観、職業観を育成します。子どもに目標を持たせるとともに、あいさつや返事等、社会生活に必要なマナーやルール、コミュニケーション能力、自ら判断し行動する社会人としての基礎的・基本的な能力を育てます。

さらに、新たな学習指導要領では、特別活動において「学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う」際に、児童生徒が「活動を記録し蓄積する教材等を活用すること」とされています。このような活動の学びのプロセスを記述し振り返ることができるポートフォリオ的な教材「キャリア・パスポート」を令和2年4月よりすべての小中学校で作成し、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなげていきます。

*中央教育審議会・・・文部科学大臣の諮問機関。

*ポートフォリオ・・・児童生徒の活動の様子や成果物をファイルや資料として保存すること。

施 策

- 教科等横断的なキャリア教育の推進
 - ・ 児童生徒に夢や希望を持たせる授業の改善及び工夫
- 職場体験学習や職場見学の充実
 - ・ 市内の商工会と協力し、体験の場や地域の方との交流の機会を提供
- キャリア・パスポートの活用
 - ・ 各学校間の情報共有する機会の提供及びキャリアパスポートの内容の見直し
 - ・ 小学校から中学校、中学校から高等学校等への引継ぎ及び活用

(3) 帰国子女・外国籍の子どもたちへの支援の充実

取組内容

全国的には平成29年度末時点で、在留外国人数は日本国在住者の約2%に達しました。本市では、平成22年7月に新鎌ヶ谷駅において成田スカイアクセスが開通し、都心と成田空港を結ぶ中間地点として位置しているため、外国人来訪者や在住外国人は増加傾向にあります。それに伴い本市の学校における日本語指導の必要な児童生徒数も急増しています。この中には帰国児童生徒や国際結婚家庭の子どもたちも含まれています。

令和元年6月に施行された「日本語教育の推進に関する法律」に基づき、日本における外国人児童生徒や、海外にルーツをもつ子どもたちへの日本語教育の支援を行うことが法的にも義務付けられました。本市ではこれまでも、鎌ヶ谷市多文化共生推進連絡協議会の協力のもと、日本語指導が必要な児童生徒に対して日本語指導講師を派遣してきました。今後も各学校の要請に確実に応じることができるようしていきます。また、夏休み等に行われる学校主催の勉強会にも、希望に応じて日本語指導講師を派遣し、児童生徒の日本語を学ぶ機会の確保に努めています。

また、令和元年度から自動翻訳機（互いの自国語のまま対話できる双方向の音声翻訳機）を導入し、対象となる児童生徒の生活及び学習に役立てています。令和2年度は市内12校に計17台の設置が整いました。

中学校の外国人生徒に対しては、日本の高等学校進学を選択する際の情報について、その都度学校を通じて提供しています。義務教育を終えてからの外国人児童生徒の日本における人生が豊かになるよう、各学校における卒業時を見据えた進路指導を今後も実践していきます。

施 策

- 自動翻訳機等の充実
- 自動翻訳機導入による日常生活のサポート

<参考資料>

第3期教育振興基本計画（文部科学省）

平成30年6月

◆基本方針

- 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 教育政策推進のための基盤を整備する

第3期千葉県教育振興基本計画

令和2年2月

次世代へ光り輝く「教育立県ちば」プラン

- 基本理念・・・ちばの教育の力で「県民としての誇り」を高める
「人間の強み」を伸ばす
「世界とつながる人材」を育てる

鎌ヶ谷市総合基本計画

令和3年2月

- 基本理念・・・みんなでつくるふるさと 鎌ヶ谷

- 都市像・・・人と緑と産業が調和し 未来へひろがる 鎌ヶ谷

- 基本目標

誰もが健康でいきいきと
暮らせるまち

子どもの生きる力を
はぐくむまち

自然と調和した
災害に強いまち

にぎわいと活力に満ちた
緑あふれるまち

豊かな心と生きがいを
実感できるまち

第4次鎌ヶ谷市生涯学習推進基本計画

令和3年3月

- 基本理念・・・自他共栄による人・まちづくり
- 都市像・・・さわやかにふれあい、学びあい、高めあうまち
- 生涯学習推進基本方針 （1）学ぶ （2）つなぐ （3）活かす

第3期鎌ヶ谷市教育振興基本計画

発行日：令和3年6月

発行者：鎌ヶ谷市教育委員会

編集：鎌ヶ谷市教育委員会

〒273-0105 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

TEL 047-445-1518

FAX 047-445-1100